



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品
地震体験車 1台
- (2) 物品等の特質
仕様書によります。
- (3) 納入期限
令和9年3月19日
- (4) 納入場所
長野市大字南長野字幅下692の2
長野県庁
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事の監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(平成30年長野県告示第588号)の「物件の買入れ」の等級が「A」に区分されている者であること。
- (3) 調達をする物品に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請方法

入札参加資格は電子申請にて受け付けています。次のアドレスをご参照ください。

https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal_accepter/015_link.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問合せ先

長野市大字南長野字幅下692の2
長野県会計局契約・検査課
電話 026(235)7079

4 仕様書及び入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問合せ先

長野市大字南長野字幅下692の2
長野県危機管理部危機管理防災課
電話 026(235)7184

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/buppin/yoshiki.html>

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年4月10日(金) 午前10時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県庁西庁舎1階入札室

(3) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和8年4月9日(木)

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692の2(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県会計局契約・検査課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、令和8年4月7日(火)正午までに技術資料等を提出してください。また、令和8年4月7日(火)午後5時までに入札申込書を提出してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、仕様書及び入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be procured:

Earthquake simulation vehicle, 1 unit

(2) Delivery deadline:

March 19, 2027

(3) Delivery location:

Nagano Prefectural Office

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City 380-8570 Japan

(4) Contact information:

Nagano Prefectural Government, Crisis Management Department,

Crisis Management and Disaster Prevention Division

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano 380-8570 Japan

Tel: +81-26-235-7184 (Japanese only)

(5) Bid opening:

Date and time: Friday, April 10, 2026, 10 a.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Office, West Annex, 1st Floor, Bidding Room

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City 380-8570 Japan

(6) Mail-in submission (registered mail only):

Deadline: Thursday, April 9, 2026

Mailing address: Nagano Prefectural Government

Accounting Bureau

Contract and Audit Division

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano

380-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office)

Japan

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

軽井沢・プリンスショッピングプラザ

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字中谷地1178-79 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西武不動産

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社T S I	下地 毅	東京都港区赤坂八丁目5番27号
昭和西川株式会社	齊藤 淨一	東京都中央区日本橋一丁目1番7号
フィスカースジャパン株式会社	パイヴィティモネン	東京都千代田区二番町11番地19
ツヴィリング J. A. ヘンケルス ジャパン株式会社	アンドリュー・ハンキンソン	岐阜県関市肥田瀬4064番地
テンピュール・シーリー・ジャパ ン株式会社	バスカールラオ	兵庫県神戸市中央区伊藤町119
株式会社レスポートサックジャパ ン	桔梗 正裕	東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号
株式会社グループセブジャパン	ジュリアン・メジャー	東京都港区南青山一丁目1番1号
株式会社アダストリア	木村 治	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社ミルク	中嶋 潤哉	大阪府大阪市中央区博労町二丁目2番13号
株式会社ジユン	佐々木 進	東京都港区南青山二丁目26番1号
株式会社パルグループホールディ ングス	松尾 勇	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号
株式会社モーダ・クレア	荻津 恭一	東京都台東区浅草六丁目35番6号
株式会社マッシュライフラボ	満塩 雅一	東京都千代田区麹町五丁目7番地1
イー・ジーニング株式会社	俵 修一	東京都品川区上大崎二丁目24番9号アイケイビル ディング2F
株式会社ストライプインターナ ショナル	川部 将士	岡山県岡山市北区幸町2番8号
トゥミジャパン合同会社	造田 博之	東京都渋谷区東三丁目16番3号エフ・ニッセイ恵 比寿ビル5階
ヒットユニオン株式会社	田辺 圭二	東京都渋谷区恵比寿南二丁目20番7号
カシオマーケティングアドバンス 株式会社	鈴木 裕之	東京都千代田区平河町二丁目4番12号
ル・クルーゼ・ジャポン株式会社	シャンタル・ラシエル・ヘバート	東京都港区麻布台二丁目2番9号ル・クルーゼ
株式会社クイーボ	岡田 敏	東京都新宿区市谷本村町2番1号
ウォルト・ディズニー・ジャパ ン株式会社	キャロル・チョイ	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森 タワー

株式会社たち吉	鷹野 正明	京都府京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町310番地太陽生命京都ビル3階
エース株式会社	森下 宏明	大阪府大阪市中央区博労町四丁目5番2号
GUESS JAPAN合同会社	池 蓮情	東京都港区南青山三丁目1番34号3rdMINAMI A O Y A M A 10 F 1002
株式会社パロックジャパンリミテッド	村井 博之	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
芙蓉企業有限会社	石川 一美	東京都世田谷区三宿二丁目28番19号
株式会社イング	向井 孝司	兵庫県神戸市中央区港島南町四丁目6番2
株式会社ビーズインターナショナル	西方 雄作	東京都目黒区東山一丁目1番2号
株式会社ジャック	赤堀 丈	静岡県牧之原市静波2316番地5
株式会社東京デリカ	木山 剛史	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
有限会社フレンドシップパートナーズ	兼光 善明	大阪府大阪市北区豊崎五丁目2番3号
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	ヴァンサン・ネリアス	東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社キャン	阿部 和則	岡山県岡山市北区幸町2番8号
株式会社ウィゴー	供田 恭輔	東京都港区芝浦四丁目15番33号
MARK STYLER株式会社	秋山 正則	東京都渋谷区広尾五丁目19番15号
株式会社ジンス	田中 亮	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
株式会社ダイドーフワード	成瀬 功一郎	東京都千代田区外神田三丁目1番16号
合同会社PVHジャパン	ラジーブ・シャルマ	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号日比谷パークフロント16階
リーバイ・ストラウスジャパン株式会社	ディビッド・ハマティ	東京都渋谷区神宮前六丁目16番12号
株式会社ラコステジャパン	パスカル・センコフ	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社リーガルコーポレーション	青野 元一	千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社アーバンリサーチ	竹村 圭祐	大阪府大阪市西区京町堀一丁目6番4号
ギャップジャパン株式会社	クリストファーモーラー	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番10号
株式会社ヴァンドームヤマダ	山田 潤	東京都港区南青山五丁目12番1号
有限会社芳光	美齊津 明	小諸市大字平原624番地5
株式会社サザビーリーグ	角田 良太	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目11番1号
ダイアナ株式会社	高橋 郁夫	東京都中央区銀座六丁目9番6号
株式会社エヌ・ティ・コーポレーション	中島 祥雄	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目1番地1
株式会社エアウィーヴ	高岡 本州	愛知県額田郡幸田町大字萩字荒井28番地
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド	古屋 幸二	東京都港区三田一丁目4番1号
マークジェイコブスジャパン株式会社	ノルベール・ルレ	東京都港区南青山三丁目1番3号
フルラジャパン株式会社	森本 綾	東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号神宮前タワービルディング

ディーゼルジャパン株式会社	高實 康誠	大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号
タペストリー・ジャパン合同会社	デイヴィッド・ハワード	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー
株式会社エクスプローラーズトーカー	尾関 修司	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
千代田ラグス株式会社	森川 吉明	東京都江東区青海三丁目4番19号
フィスラージャパン株式会社	吉永 寛子	東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号KANDASQUARE
株式会社ブルックスブラザーズジャパン	新倉 修司	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
クロックス・ジャパン合同会社	長谷川 敦	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
ヘインズブランズジャパン株式会社	及川 洋一	東京都新宿区信濃町35番地信濃町煉瓦館3階
株式会社マスターピース	菅沼 裕一	東京都台東区駒形一丁目12番3号
株式会社F・O・インターナショナル	秦 英貴	兵庫県神戸市中央区磯上通七丁目1番5号
株式会社シンビ堂医薬	千川 望	北佐久郡軽井沢町軽井沢東16番地6
株式会社ファミリーマート	細見 研介	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社サトウシューズスタジオ	佐藤 成	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢789番地
タビオ株式会社	越智 勝寛	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号なんばパークス内パークスタワー
株式会社オルビータ	尾関 一郎	東京都港区赤坂三丁目9番2号No. R赤坂見附6F
株式会社スキーショップジロー	高相 純子	東京都港区南青山三丁目2番8号
南海通商株式会社	栗野 祐次	東京都目黒区中町二丁目47番5号
株式会社博品館	伊藤 義文	東京都中央区銀座八丁目8番11号
株式会社フラワーキッズ	松本 賢治	長野市南長池1210番地1
西軽井沢物産株式会社	萩原 正貴	北佐久郡御代田町大字馬瀬口2090番地
伊那食品工業株式会社	塚越 英弘	伊那市西春近5074番地
株式会社タカチホ	久保田 一臣	長野市大豆島5888番地
株式会社白樺堂	小林 久子	北佐久郡軽井沢町軽井沢東172番地
株式会社沢屋	古越 道夫	北佐久郡軽井沢町大字長倉字塩沢702番地
株式会社ケリングジャパン	ジャン・マルク・デュプレ	東京都港区北青山三丁目6番7号
株式会社リトルリーグ	三根 弘毅	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目11番1号
株式会社ボッテガ・ヴェネタジャパン	野原エリアナ典子	東京都中央区銀座六丁目8番7号交詢ビルディング
株式会社バレンシアガジャパン	セドリック・シャルビ	東京都港区赤坂七丁目1番16号
バーバリー・ジャパン株式会社	金 惠景	東京都中央区銀座二丁目5番14号
株式会社ベイクルーズ	窪田 祐	東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号
COLE HAAN JAPAN 合同会社	ローラ・ウィリアムズ・ケリー	東京都港区北青山三丁目3番11号
株式会社スタッフインターナショナルジャパン	横溝 知将	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号

株式会社シップス	三浦 義哲	東京都中央区銀座一丁目20番15号
株式会社ヌーヴ・エイ	田代 寛	東京都港区西麻布二丁目24番11号
プーマジャパン株式会社	井上 緑斎	東京都品川区大崎二丁目1番1号
株式会社八木書店	八木 唯貴	東京都千代田区神田小川町三丁目8番地
株式会社スタイリングライフ・ホールディングス	北村 博之	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
ゴディバジャパン株式会社	ジェローム・シュシャン	東京都港区六本木三丁目2番1号
株式会社ツヅキ	都築 宏一郎	千葉県柏市柏344番地2
Michael Kors Japan 合同会社	山崎 大輔	東京都港区南青山一丁目2番6号
トリーバーチ・ジャパン株式会社	エドゥアール・マリー・ロッシュ	東京都港区北青山二丁目5番8号青山OMスクエア3F
ロンシャン・ジャパン株式会社	竹原 誠	東京都渋谷区神宮前四丁目30番4号
株式会社クリエイティブヨーコ	北原 武幸	長野市大字高田667番地16
株式会社西武ペットケア	田中 健司	東京都豊島区長崎五丁目1番34号
モルトンブラウンジャパン株式会社	前澤 洋介	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
株式会社ビームス	設楽 洋	東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号
ケンゾー・パリ・ジャパン株式会社	ノルベール・ルレ	東京都港区北青山三丁目5番29号
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	小松 雅美	東京都千代田区二番町8番地8
ロクシタンジャポン株式会社	長谷川 潤子 (木島 潤子)	東京都千代田区麴町一丁目6番4号
フェイラージャパン株式会社	八木 直久	東京都千代田区五番町14番地
エノテカ株式会社	堀 慎二	東京都港区南麻布五丁目14番15号
スワロフスキー・ジャパン株式会社	鈴木 正規	東京都千代田区麴町一丁目12番地1
株式会社スタージュエリーブティックス	永井 淳二	神奈川県横浜市中区元町一丁目24番地
株式会社サンポークリエイト	新原 純平	広島県広島市中区袋町6番51号
ヴァレンティノジャパン株式会社	ローレン・ベルガモ	東京都港区南青山五丁目9番19号
株式会社バリー・ジャパン	ティエン・ティエン・イップ	東京都港区西新橋一丁目1番1号
トッズ・ジャパン株式会社	ジュゼッペ・カヴァッロ	東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号
リシュモンジャパン株式会社	三木 均	東京都千代田区麴町一丁目4番地半蔵門ファーストビル
株式会社ヘルノ・ジャパン	奥田 裕章	東京都港区南青山五丁目4番48号
株式会社マルジェラジャパン	横溝 知将	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号
株式会社エトロ・ジャパン	ファビオ・ストラダーダ	東京都港区南青山五丁目11番5号
フェラガモ・ジャパン株式会社	小田切 賢太郎	東京都中央区銀座七丁目8番2号
Jimmy Choo Tokyo 株式会社	オキダ・ステファン	東京都港区赤坂八丁目5番34号TODABUILDING青山8階
ELCジャパン合同会社	ジェームズ・アクィリナ	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

ブルネロクチネリジャパン株式会社	ミヤカワ・ダビデ	東京都千代田区一番町8番地
株式会社ディティジェイ	笙 啓泰	東京都渋谷区神宮前五丁目2番5号6階
ラルフローレン合同会社	ポール・ハーディステイ	東京都渋谷区神宮前四丁目25番15号
ジョルジオアルマーニジャパン株式会社	笹野 和泉	東京都中央区銀座五丁目5番4号
株式会社ユナイテッドアローズ	松崎 善則	東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号
株式会社トゥモローランド	佐々木 裕平	東京都港区南青山三丁目18番9号
未定	—	—
デサントジャパン株式会社	嶋田 剛	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号マルイト難波ビル13階
リンツ&シュブルングリージャパン株式会社	アラン・ジェルミケ	東京都港区赤坂一丁目8番1号
株式会社ノーウェア	栗原 義英	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目22番3号
株式会社ファーイーストカンパニー	澤井 昭仁	東京都渋谷区広尾一丁目13番7号
株式会社三陽商会	大江 伸治	東京都新宿区四谷本塩町6番14号
株式会社リンク・セオリー・ジャパン	柳井 一海	山口県山口市佐山10717番地1
ヒューゴボスジャパン株式会社	マシュー・ピーター・キーラン	東京都港区南青山五丁目2番1号
株式会社デイトナ・インターナショナル	佐々木 聡	東京都渋谷区神宮前三丁目25番15号
サムソナイト・ジャパン株式会社	造田 博之	東京都渋谷区東三丁目16番3号エフ・ニッセイ恵比寿ビル5階
マドラス株式会社	岩田 達七	愛知県名古屋市瑞穂区豆田町五丁目2番地
株式会社ジョイックスコーポレーション	塩川 弘晃	東京都千代田区隼町3番16号
株式会社ノーリーズ	山田 則幸	東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号
未定	—	—
ルックスオティカジャパン株式会社	山崎 真也	東京都千代田区二番町4番地5住友不動産二番町ファーストビル7階
株式会社CA4LA	田辺 圭二	東京都渋谷区恵比寿南二丁目20番7号
株式会社シナテック	新濃 康一	東京都中央区晴海一丁目8番10号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX23階
株式会社ニューバランスジャパン	久保田 伸一	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
バートンジャパン合同会社	竹鼻 圭一	東京都渋谷区猿樂町10番1号
ボードライダーズジャパン合同会社	サミーユ	東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号京セラ原宿ビル
株式会社エービーシー・マート	野口 実	東京都渋谷区神南一丁目11番5号
未定	—	—
ナイキジャパングループ合同会社	小林 哲二	東京都港区赤坂九丁目7番1号
アディダスジャパン株式会社	萩尾 孝平	東京都港区六本木一丁目9番10号アークヒルズ仙石山森タワー
Deckers Japan 合同会社	アンドリュウ・ダレン・ピッター	東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー27階

テラーメイドゴルフ株式会社	比留間 育洋	東京都江東区青海二丁目4番24号
株式会社コロニアスポーツウェアジャパン	ラッザリ・マッスイモ	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
エル・エル・ビーン・インターナショナル	能登 雅文	アメリカ合衆国メイン州04032、フリーポート、キャスコ・ストリート
キャロウェイゴルフ株式会社	ボーズマン・アレックス・ミッチェル	東京都港区白金台五丁目12番7号MG白金台ビル
株式会社ゴールドウイン	渡辺 貴生	富山県小矢部市清沢210番地
アシックスジャパン株式会社	阿部 雅	東京都江東区新砂三丁目1番18号
アメアスポーツジャパン株式会社	ショーン・ヒリアー	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社	中里 豊	東京都港区芝浦四丁目9番25号芝浦スクエアビル

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社T S I	下地 毅	東京都港区赤坂八丁目5番27号
昭和西川株式会社	西川 元一朗	東京都中央区日本橋一丁目1番7号
フィスカースジャパン株式会社	パイヴィティモネン	東京都千代田区二番町11番地19
ツヴィリングJ.A.ヘンケルスジャパン株式会社	アンドリュウ・ハンキンソン	岐阜県関市肥田瀬4064番地
テンピュール・シーリー・ジャパン有限会社	バスカールラオ	兵庫県神戸市中央区伊藤町119
株式会社MTG	松下 剛	愛知県名古屋市中村区本陣通二丁目32番
株式会社グループセブジャパン	ジュリアン・メジャー	東京都港区南青山一丁目1番1号
株式会社アダストリア	北村 嘉輝	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
株式会社ミルク	中嶋 潤哉	大阪府大阪市中央区博労町二丁目2番13号
株式会社ジュン	佐々木 進	東京都港区南青山二丁目26番1号
株式会社パルグループホールディングス	児島 宏文	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号
マドラス株式会社	岩田 達七	愛知県名古屋市長徳区豆田町五丁目2番地
株式会社マッシュフードラボ	金澤 一広	東京都千代田区麹町五丁目7番地1
イー・ジーニング株式会社	俵 修一	東京都品川区上大崎二丁目24番9号アイケイビルディング2F
株式会社ストライプインターナショナル	川部 将士	岡山県岡山市北区幸町2番8号
トゥミジャパン合同会社	造田 博之	東京都渋谷区東三丁目16番3号エフ・ニッセイ恵比寿ビル5階
株式会社ロイネ	橋本 徳也	東京都品川区北品川五丁目1番18号住友不動産大崎ツインビル東館13階
カシオマーケティングアドバンス株式会社	奥田 晃一	東京都千代田区平河町二丁目4番12号
ル・クルーゼ・ジャポン株式会社	シャンタル・ラシエル・ヘバート	東京都港区麻布台二丁目2番9号ル・クルーゼ
株式会社クイーボ	岡田 敏	東京都新宿区市谷本村町2番1号
ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社	日色 保	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー

株式会社たち吉	鷹野 正明	京都府京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町310番地太陽生命京都ビル3階
エース株式会社	森下 宏明	大阪府大阪市中央区博労町四丁目5番2号
R B K J株式会社	田中 裕輔	東京都渋谷区元代々木町30番13号
株式会社パロックジャパンリミテッド	村井 博之	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
芙蓉企業有限会社	石川 一美	東京都世田谷区三宿二丁目28番19号
株式会社イング	向井 孝司	兵庫県神戸市中央区港島南町四丁目6番2
株式会社ビーズインターナショナル	西方 雄作	東京都目黒区東山一丁目1番2号
株式会社ジャック	赤堀 丈	静岡県牧之原市静波2316番地5
株式会社東京デリカ	木山 剛史	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
有限会社フレンドシップパートナーズ	兼光 善明	大阪府大阪市北区豊崎五丁目2番3号
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	アンドリュー・ブバラ	東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社キャン	川部 将士	岡山県岡山市北区幸町2番8号
株式会社ウィゴー	供田 恭輔	東京都港区芝浦四丁目15番33号
MARK STYLER株式会社	秋山 正則	東京都渋谷区広尾五丁目19番15号
株式会社ジンズ	田中 亮	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
ギャップジャパン株式会社	クリストファーモーラー	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番10号
合同会社PVHジャパン	ラジーブ・シャルマ	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号日比谷パークフロント16階
リーバイ・ストラウスジャパン株式会社	山本 顕男	東京都渋谷区神宮前六丁目16番12号
株式会社ラコステジャパン	パスカル・センコフ	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社リーガルコーポレーション	青野 元一	千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社アーバンリサーチ	竹村 圭祐	大阪府大阪市西区京町堀一丁目6番4号
株式会社ヴァンドームヤマダ	山田 潤	東京都港区南青山五丁目12番1号
有限会社芳光	美齊津 明	小諸市大字平原624番地5
株式会社サザビーリーグ	角田 良太	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目11番1号
ダイアナ株式会社	高橋 郁夫	東京都中央区銀座六丁目9番6号
株式会社エヌ・ティ・コーポレーション	中島 祥雄	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目1番地1
株式会社エアウィーヴ	高岡 本州	愛知県額田郡幸田町大字荻字荒井28番地
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド	古屋 幸二	東京都港区三田一丁目4番1号
マークジェイコブスジャパン株式会社	ノルベール・ルレ	東京都港区南青山三丁目1番3号
フルラジャパン株式会社	デイビス・バセット	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号住友不動産原宿ビル
ディーゼルジャパン株式会社	高實 康誠	大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

タペストリー・ジャパン合同会社	デイヴィッド・ハワード	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー
株式会社エクスプローラーズトーカー	轟 博幸	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
千代田ラクス株式会社	アジズソーヒル	東京都江東区青海三丁目4番19号
フィスラージャパン株式会社	吉永 寛子	東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号KANDASQUARE
クロックス・ジャパン合同会社	長谷川 敦	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
ヘインズブランズジャパン株式会社	及川 洋一	東京都新宿区信濃町35番地信濃町煉瓦館3階
株式会社マスターピース	菅沼 裕一	東京都台東区駒形一丁目12番3号
株式会社F・O・インターナショナル	秦 英貴	兵庫県神戸市中央区磯上通七丁目1番5号
株式会社ダイドーフォワード	成瀬 功一郎	東京都千代田区外神田三丁目1番16号
株式会社シンビ堂医薬	千川 望	北佐久郡軽井沢町軽井沢東16番地6
株式会社ファミリーマート	細見 研介	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社サトウシューズスタジオ	佐藤 成	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢789番地
タビオ株式会社	越智 勝寛	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号なんばパークス内パークスタワー
シチズンリテイルプランニング株式会社	瀧澤 誠	東京都新宿区百人町二丁目27番7号
株式会社オルビータ	尾関 一郎	東京都港区赤坂三丁目9番2号No. R赤坂見附6F
南海通商株式会社	栗野 祐次	東京都目黒区中町二丁目47番5号
株式会社博品館	伊藤 義文	東京都中央区銀座八丁目8番11号
株式会社スキーショップジロー	高相 純子	東京都港区南青山三丁目2番8号
株式会社フラワーキッズ	松本 賢治	長野市南長池1210番地1
NK管財株式会社	荻原 茂	東京都千代田区麹町四丁目3番29号VORT紀尾井坂6階
伊那食品工業株式会社	塚越 英弘	伊那市西春近5074番地
株式会社タカチホ	久保田 一臣	長野市大豆島5888番地
株式会社白樺堂	小林 康二	北佐久郡軽井沢町軽井沢東172番地
株式会社沢屋	古越 道夫	北佐久郡軽井沢町大字長倉字塩沢702番地
株式会社ケリングジャパン	ジャン・マルク・デュプレ	東京都港区北青山三丁目6番7号
株式会社リトルリーグ	三根 弘毅	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目11番1号
株式会社ボッテガ・ヴェネタジャパン	野原エリアナ典子	東京都中央区銀座六丁目8番7号交詢ビルディング
株式会社パレンシアガジャパン	ジャンフランコ・ジャンジェリ	東京都港区赤坂七丁目1番16号
バーバリー・ジャパン株式会社	ミケーレ・ブルスティア	東京都中央区銀座二丁目5番14号
トリーパーチ・ジャパン株式会社	エドゥアール・マリー・ロッシュ	東京都港区北青山二丁目5番8号青山OMスクエア3F
COLE HAAN JAPAN 合同会社	ローラ・ウィリアムズ・ケリー	東京都港区南青山三丁目1番34号

株式会社スタッフインターナショナルジャパン	横溝 知将	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号
株式会社マルニジャパン	横溝 知将	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号
株式会社ヌーヴ・エイ	田代 寛	東京都港区西麻布二丁目24番11号
プーマジャパン株式会社	井上 緑斎	東京都品川区大崎二丁目1番1号
株式会社八木書店	八木 唯貴	東京都千代田区神田小川町三丁目8番地
株式会社スタイリングライフ・ホールディングス	北村 博之	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
ゴディバジャパン株式会社	ジェローム・シュシャン	東京都港区六本木三丁目2番1号
株式会社ツヅキ	都築 宏一郎	千葉県柏市柏344番地2
Michael Kors Japan 合同会社	山崎 大輔	東京都港区南青山一丁目2番6号
デッカーズジャパン合同会社	永井 利明	山口県防府市大字台道1354番地の82県住C棟202号
ロンシャン・ジャパン株式会社	竹原 誠	東京都渋谷区神宮前四丁目30番4号
株式会社クリエイティブヨーコ	北原 武幸	長野市大字高田667番地16
株式会社西武ペットケア	中山 由貴子	東京都豊島区長崎五丁目1番34号
モルトンブラウンジャパン株式会社	内山 智子	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
株式会社ビームス	設楽 洋	東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号
株式会社デニーズジャパン	小松 雅美	東京都千代田区二番町8番地8
ロクシタンジャポン株式会社	長谷川 潤子 (木島 潤子)	東京都千代田区麴町一丁目6番4号
フェイラージャパン株式会社	八木 直久	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号リンクスクエア新宿11階
エノテカ株式会社	堀 慎二	東京都港区南麻布五丁目14番15号
スワロフスキー・ジャパン株式会社	鈴木 正規	東京都千代田区麴町一丁目12番地1
株式会社スタージュエリーブティックス	永井 淳二	神奈川県横浜市中区元町一丁目24番地
株式会社サンポークリエイト	新原 純平	広島県広島市中区袋町6番51号
ヴァレンティノジャパン株式会社	戸野 綾子 (松田 綾子)	東京都港区南青山五丁目9番19号
株式会社バリー・ジャパン	マリア・サヴィドゥ	東京都港区西新橋一丁目1番1号
トッズ・ジャパン株式会社	ジュゼッペ・カヴァッロ	東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号
リシュモンジャパン合同会社	三木 均	東京都千代田区麴町一丁目4番地半蔵門ファーストビル
株式会社ヘルノ・ジャパン	奥田 裕章	東京都港区南青山五丁目4番48号
株式会社マルジェラジャパン	横溝 知将	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号
株式会社エトロ・ジャパン	ファビオ・ストラーダ	東京都港区南青山五丁目11番5号
フェラガモ・ジャパン株式会社	小田切 賢太郎	東京都中央区銀座七丁目8番2号
Jimmy Choo Tokyo 株式会社	オキダ・ステファン	東京都港区赤坂八丁目5番34号TODABUILDING 青山8階

E L C ジャパン合同会社	ジェームズ・アクイリナ	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
ブルネロクチネリジャパン株式会社	ミヤカワ・ダビデ	東京都千代田区一番町8番地
株式会社ディティージェイ	笙 啓泰	東京都渋谷区神宮前五丁目2番5号6階
ラルフローレン合同会社	ポール・ハーディステイ	東京都渋谷区神宮前四丁目25番15号
ジョルジオアルマーニジャパン株式会社	笹野 和泉	東京都中央区銀座五丁目5番4号
株式会社ユナイテッドアローズ	松崎 善則	東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号
株式会社トゥモローランド	佐々木 啓之	東京都港区南青山三丁目18番9号
アディダスジャパン株式会社	萩尾 孝平	東京都港区六本木一丁目9番10号アークヒルズ仙石山森タワー
デサントジャパン株式会社	嶋田 剛	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号マルイト難波ビル13階
リンツ&シュブルングリージャパン株式会社	古賀 千秋 (福本 千秋)	東京都港区赤坂一丁目8番1号
株式会社ノーウェア	チョイ・ユエン・オン・ピリー	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目22番3号
株式会社ファーイーストカンパニー	澤井 昭仁	東京都渋谷区広尾一丁目13番7号
株式会社三陽商会	大江 伸治	東京都新宿区四谷本塩町6番14号
株式会社リンク・セオリー・ジャパン	柳井 一海	山口県山口市佐山10717番地1
ヒューゴボスジャパン株式会社	マシュー・ピーター・キーラン	東京都港区南青山五丁目2番1号
株式会社バイクルーズ	杉村 茂	東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号
株式会社デイトナ・インターナショナル	高橋 正博	東京都渋谷区神宮前三丁目25番15号
ヒットユニオン株式会社	田辺 圭二	東京都渋谷区恵比寿南二丁目20番7号
サムソナイト・ジャパン株式会社	造田 博之	東京都渋谷区東三丁目16番3号エフ・ニッセイ恵比寿ビル5階
株式会社ブルックスブラザーズジャパン	新倉 修司	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社ジョイックコーポレーション	福垣 学	東京都千代田区隼町3番16号
株式会社ノーリーズ	山田 則幸	東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号
株式会社シップス	原 裕章	東京都中央区銀座一丁目20番15号
ルックスオティカジャパン株式会社	フランチェスコ・アルクーリ	東京都千代田区二番町4番地5住友不動産二番町ファーストビル7階
株式会社C A 4 L A	田辺 圭二	東京都渋谷区恵比寿南二丁目20番7号
株式会社シナテック	新濃 康一	東京都中央区晴海一丁目8番10号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX23階
株式会社エストネーション	大田 直輝	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目11番1号
バートンジャパン合同会社	竹鼻 圭一	東京都渋谷区猿楽町10番1号
ボードライダーズジャパン合同会社	サミーユ	東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号京セラ原宿ビル
株式会社エービーシー・マート	野口 実	東京都渋谷区神南一丁目11番5号
株式会社ニューバランスジャパン	久保田 伸一	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

ナイキジャパングループ合同会社	小林 哲二	東京都港区赤坂九丁目7番1号
Deckers Japan 合同会社	高桑 真	東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー 27階
テラーメイドゴルフ株式会社	比留間 育洋	東京都江東区青海二丁目4番24号
株式会社コロニアスポーツウェアジャパン	ラッザリ・マッスイモ	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
エル・エル・ビーン・インターナショナル	能登 雅文	アメリカ合衆国メイン州04032、フリーポート、キャスコ・ストリート
キャロウェイゴルフ株式会社	庄司 明久	東京都港区南青山三丁目1番34号
株式会社ゴールドウイン	渡辺 貴生	富山県小矢部市清沢210番地
アシックスジャパン株式会社	阿部 雅	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
アメアスポーツジャパン株式会社	ショーン・ヒリアー	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社	中里 豊	東京都港区芝浦四丁目9番25号芝浦スクエアビル

4 変更した年月日

令和6年3月4日ほか

5 届出年月日

令和8年1月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年2月26日から令和8年6月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスシア佐久平モール店

佐久市佐久平駅南24番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ベイスシア

群馬県前橋市亀里町900番地

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数(台)
1	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐車場No. 1	148
2	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐車場No. 2	34
合計		182

(変更後)

	位置	収容台数(台)
1	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐車場No. 1	148
2	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐車場No. 2	20
合計		168

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

4 変更する年月日

令和8年10月6日

5 届出年月日

令和8年2月5日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年2月26日から令和8年6月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

次のとおり企画提案公募(プロポーザル)に付します。

令和8年2月26日

長野県教育委員会教育長 武田育夫

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

令和8年度長野県立高等学校等における外国語指導助手(ALT)派遣業務

(2) 業務内容

仕様書によります。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書によります。

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去2年間に、地方自治体等からの外国語指導助手(ALT)配置に係る受託実績を有していること。

3 選定方法及び審査基準等

令和8年度長野県立高等学校等における外国語指導助手(ALT)派遣業務に係る公募型プロポーザル募集要領(以下「募集要領」という。)によります。

4 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問合せ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局学びの改革支援課

電話 026 (235) 7435

5 参加申込書等の提出期限及び方法

(1) 提出期限 令和8年3月9日(月)午後5時

(2) 提出方法 持参又は郵送によります。

6 企画提案書等の提出期限及び方法

(1) 提出期限 令和8年3月16日(月)午後5時

(2) 提出方法 持参又は郵送によります。

7 その他

詳細は、募集要領及び仕様書によります。

8 Summary

(1) Nature of the service to be procured:

Outsourcing of English language instruction by ALTs at Nagano Prefectural High Schools and Nagano Prefectural Special Needs Schools.

(2) Contract duration:

From April 1, 2026 until March 31, 2027.

(3) Deadline and location to submit expressions of interest:

Deadline: 5:00pm, March 9, 2026

Location: Learning Advancement Support Division, Nagano Prefectural Board of Education
692-2 Habashita, Minami-nagano, Nagano City, Nagano Prefecture, Japan.

Method of delivery: By mail or in-person.

(4) Deadline and location for proposal submissions:

Deadline: 5:00pm, March 16, 2026

Location: Learning Advancement Support Division, Nagano Prefectural Board of Education
692-2 Habashita, Minami-nagano, Nagano City, Nagano Prefecture, Japan.

Method of delivery: By mail or in-person.

学びの改革支援課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和8年2月26日

長野県教育委員会教育長 武田育夫

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和7年度長野県立高等学校等における外国語指導助手(ALT)派遣業務

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県教育委員会事務局学びの改革支援課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年2月18日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社エー・トゥー・ゼット

(2) 所在地 長野県松本市高宮中1-35

5 随意契約に係る契約金額

53,097,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

学びの改革支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月26日

長野県警察本部長 阿部文彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び予定数量

ア レギュラーガソリン	358,000 リットル
イ 軽油	36,000 リットル
ウ ガソリンエンジン用オイル (SM級以上)	2,100 リットル
エ ディーゼルエンジン用オイル (CF級以上)	90 リットル
オ エンジンオイルエレメント (ガソリン車用)	280 個

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 納入場所

長野県警察本部が指定する場所 (長野県庁、警察機動センター、北信運転免許センター、長野中央警察署、長野南警察署及び千曲警察署周辺の給油所並びに長野県外の給油所)

(4) 入札方法

(1) の調達物品ごとの1リットル、1個当たりの売買単価について行います (複数単価契約)。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。ただし、(1) のイの物品については、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税の額を減じた金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から軽油引取税の額を減じた金額の110分の100に相当する金額に軽油引取税の額を加算した金額を入札書に記載してください。なお、軽油引取税の額については、令和8年4月1日以降の額 (15.0円) として算定してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項又は財務規則 (昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。) 第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約 (建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。) に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格 (平成30年長野県告示第588号) の物件の買入れの等級がAに区分されている者であり、営業品目が7-1石油製品であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領 (平成23年3月25日付け22管第285号) に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (5) 長野県暴力団排除条例 (平成23年長野県条例第21号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 長野県庁、警察機動センター、北信運転免許センター、長野中央警察署、長野南警察署及び千曲警察署からそれぞれ半径5キロメートル以内において給油できる体制を有する者であること。
- (7) 長野中央警察署、長野南警察署及び千曲警察署のそれぞれの管轄区域内の交番及び警察官駐在所の周辺において給油できる体制を有する者であること。
- (8) 長野県外の相当数の場所において給油できる体制を有する者であること。
- (9) 緊急時に給油できる体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請の方法

申請は、入札参加資格申請システムから行ってください。

<https://www.bes.e-nagano.lg.jp/Shinsei/main?uji.verb=startUp&madoguchiCode=M200000>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 申請書等の提出先及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692-2 (県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県市町村入札参加資格共同受付窓口 (長野県会計局契約・検査課内)

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部警務部会計課

電話 026 (233) 0110 自動音声案内6→1→1

5 仕様についての問い合わせ先

長野県警察本部警務部会計課

電話 026 (233) 0110 自動音声案内6→1→1

6 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月16日(月) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和8年3月13日(金) 午後5時

イ 提出場所 長野県警察本部 専用郵便番号 380-8510

長野県警察本部警務部会計課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を、令和8年3月9日(月)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

1の(1)の調達物品の全ての単価が予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の者を落札者として決定します。

7 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Vehicle fuel

A. Regular gasoline 358,000 liter

B. Light diesel oil 36,000 liter

C. Engine oil (SM grade or above) 2,100 liter

D. Engine oil (CF grade or above) 90 liter

E. Oil filter element 280 sets

(2) Contract Duration:

From April 1, 2026 until March 31, 2027

(3) Contact place for the notice: description/conditions/and others:

Finance Division, Police Administration Department,

Nagano Prefectural Police Headquarters

692-2, Habashita, Minami-Nagano, Nagano City, Nagano Prefecture

Tel: +81-26-233-0110 APS. 6→1→1 (Japanese Only)

(4) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 1:30 p.m., March 16, 2026

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West annex 1F

(5) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 p.m., March 13, 2026

Finance Division, Police Administration Department,

Nagano Prefectural Police Headquarters

380-8510

(Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

会計課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事及び長野県教育委員会から、令和7年3月11日付けで弓場法包括外部監査人から提出のあった令和6年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

令和8年2月26日

長野県監査委員 増田 隆志
 同 青木 孝子
 同 柄澤 千恵子
 同 酒井 茂

- 1 監査の対象となった事件名
 学校教育に係る財務事務の執行について
- 2 措置の内容等

区分	項目 (所管部(局)課等)	監査の結果等(要旨)	措置等の内容
意見 1	【地方教育費調査と学校基本調査による県の公立学校の状況について】 公立小中学校の小規模化が進んでいることについて (教育委員会事務局)	県の公立小学校は児童数、小学校数とも年々減少している。 県域の広い本県においては、小学校の統廃合にも限界があると思われるが、一方、児童数の減少は今後も続き、小学校の小規模化は今後も進む可能性が高い。 公立中学校も県の生徒数の減少率が学校数の減少率を大きく上回っており、小規模化が進んでいることになる。 今後も小規模化が進むと思われる状況において、都市部と中山間地域等の間で教育の質に差が生じることがないように、引き続き教員配置等による教育環境の整備に努める必要がある。	引き続き、教員配置等による教育環境の整備に努めてまいります。
意見 2	【地方教育費調査と学校基本調査による県の公立学校の状況について】 公立小中学校の本務教員の状況について (教育委員会事務局)	全国的に教員が不足する中で、長野県においても公立小中学校の教員の確保は喫緊の課題と考える。これまでも教員志願者数や教員の欠員を埋める講師のなり手を増やす取組を行っているところであるが、今後も引き続き効果的な取組を行う必要がある。	教員採用試験における制度改正や講師募集にかかる情報発信に取り組み、教員志願者数等の確保を進めてまいります。
意見 3	【学校における働き方改革について】 時間外在校等時間の集計方法について (教育委員会事務局)	高校教育課の調査結果のうち、隣接する2～6か月の時間外在校等時間の平均が80時間(人)の集計は、年度で区切るのではなく、前年度からの対象期間も含めて集計する必要がある。また、今後もExcelで管理するのであれば、関数等を使って集計する必要がある。 結果の正確な集計と公表は、働き方改革を進める上での第一歩であって、PDCAを回す基礎となる。今後、高校教育課は、正確な集計方法について検討する必要がある。	勤務時間調査については、校務支援システムC4thを使用して勤務時間を打刻し各校で集計しており、校長が教職員の勤務時間を毎月毎把握し、県へ報告しています。年度ごと所属する教職員が替わるため、年度をまたぐ状況把握は難しいですが、特に時間外在校等時間の多い職員については、転勤しても注視し、適正な勤務時間管理と健康把握に努めてまいります。
意見 4	【学校における働き方改革について】 「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」の策定について (教育委員会事務局)	県立学校では、学校における教職員の働き方改革について既に多くの取組をしており、その成果も上がっているが、他県の例を踏まえて、「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」の策定について検討する必要がある。	時間外在校等時間の校務支援システムC4thによる実態把握に基づき、働き方改革については外部人材の活用、校務のDXをはじめ、各校での分掌の工夫等取組をしているところです。方針策定については、教育委員会全体の動向と絡めながらワーキンググループを立上げ、検討してまいります。
意見 5	【学校における働き方改革について】 規則違反の時間外在校等時間について (教育委員会事務局)	高校教育課が所管する学校について、現状は、長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第3条に定める基準を大きく超える状況である。 高校教育課は、引き続き「学校における働き方改革推進のための方策」等に基づき、スピード感をもって改革を進める必要がある。	第4次長野県教育振興基本計画における、2027年(5年目)に1か月一人当たりの平均時間外勤務時間が45時間以下の学校の割合が100%という成果指標に向けて、「長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を校長会等で周知しながら、上記方策を推進

			しており、少しずつ縮減が図られていますが、今後も改善に努めてまいります。
意見 6	【学校における働き方改革について】 勤務時間の集計範囲について (教育委員会事務局)	特別支援教育課から提出された「行政職時間外勤務実績一覧(R5)※総務事務システムにおいて時間外勤務申請をした時間を集計」によれば、長野ろう学校、飯山養護学校、若槻養護学校、寿台養護学校は課長級職員を除いて集計されている。時間外勤務手当を計算する場合には課長級職員を除くが、労働安全衛生法等に基づく時間管理は必須であるから、課長級職員についても時間集計の必要がある。学校における働き方改革は、決して教育職員のみを対象とするものではないので、今後留意が必要である。	課長級職員に対して、総務事務システムへの時間外勤務申請(管理職用)を徹底するよう指導するとともに、就業時刻からPCログオフ時刻までを把握するなど、課長級職員においても時間外勤務の状況を把握してまいります。
意見 7	【入札について】 測量に係る委託の低入札率について (教育委員会事務局)	長野県教育委員会関係の測量業務に係る落札率は、異常に低いように見える。入札に参加した事業者が、ダンピングをして受注している場合は、結果的に入札事業者の件費が不当に安く抑えられるなどの弊害も考えられる。 今回の長野県教育委員会の入札12件は、いずれも低入札価格調査基準及び失格基準価格が設定されていないことから、ダンピングの可能性が排除できない。今後、原因を究明して、長野県教育委員会における入札制度の変更について検討する必要がある。	長野県教育委員会関係の測量業務に係る低い落札率は、知事部局のように低入札価格調査基準及び失格基準価格が設定されていなかったことが主な要因と考えられます。 令和6年度、低入札価格調査基準及び失格基準価格を設定した上で、測量業務に係る受注希望型競争入札を4件実施し、その平均落札率は90.0%となりました。
意見 8	【入札について】 紙による入札について (教育委員会事務局)	県の入札情報システムで閲覧することができる令和5年度の測量に関する委託は391件あり、うち384件は電子入札である。残りの7件(うち2件は入札中止)は紙での入札であるが、それらはすべて長野県教育委員会による入札である。 他部局で建設工事に関する発注を行う場合、工事事務管理システム(技術管理室所管)を通して電子入札を行っているが、長野県教育委員会は当システムを使用していないため紙入札形式となっている。この理由や経緯を整理し、今後は建設部等と連携のうえ、工事事務管理システムの活用について検討する必要がある。	長野県教育委員会において工事事務管理システムを使用していない理由は、建設部等のように工事事務を専門に扱う部署がなく、発注機関ごとの年間発注件数も少ない中で、複雑なシステムの取扱いに習熟することが難しかったことが主な要因と考えられます。 令和7年度(8月時点)、2件の委託業務に係る入札を電子入札形式としました。今後は、紙入札となっている他の発注案件についても、建設部等と連携のうえ、電子入札の導入に向けたシステムの活用について検討してまいります。
意見 9	【入札について】 入札結果等の公表について (教育委員会事務局)	長野県の入札結果はホームページで公表されているが、県立高校が発注する建設工事、建設コンサルタントに係る一般競争入札の入札結果は公表されていない。「長野県の契約に関する取組方針」によれば、「県の契約において、競争入札及び公募型見積合わせ等に係る公告及び経過の公表を長野県公式ホームページ等で行う。」とされており、長野県教育委員会についてもすべての入札等の結果をホームページで公表する必要がある。	令和7年5月8日以降、県立高校が発注する建設工事、建設コンサルタントに係る一般競争入札については、すべての入札等の結果をホームページで公表するよう取扱いを改めました。
意見 10	【県立学校の老朽化について】 県立高校の建物の更新時期を踏まえた計画策定と実行について (教育委員会事務局)	合意形成や校舎建設の資材・人手不足を考慮して、県立高校の第2期再編・整備計画の完了時期を「2030年3月まで」としていたが、これを見直し、新校開校時期の全体目標を定めずに進める方針に転換した。一方、固定資産台帳の分析結果からは、改修ラッシュへの対応が遅れてしまう可能性がある。 丁寧な合意形成は当然必要であるが、慎重に進める時間は余り残っていないことも併せて考慮することが望ましい。	再編統合校については、地域との丁寧な合意形成を行いながら、新しい時代の学校にふさわしいものとなるよう整備を進めてまいります。 また、既存校については、生徒の学習活動、生活の場であることを念頭に、必要な整備を計画的に進めてまいります。
意見 11	【県立学校の老朽化について】 施設の共有化による空きスペースの有効活用について (教育委員会事務局)	県はろう学校や盲学校内に養護学校の分教室を設置しており、学校の種類間で資産の共有化が図られているとも考えられるが、その取組を一層深化できないだろうか。ろう学校・養護学校・盲学校及び他の種類の学校も含め、互いの資産を共有化することで、学校の種類間の老朽	学校の種類間のお互いの資産の共有化、例えば県立高校への分教室設置については、高校再編や高校の空き教室等を踏まえ、特別支援学校の分教室へのニーズを確認しながら、各校の状況に応じて新たな分教室の設置や教室の増設につい

		<p>化比率を実質的により平準化することが可能になる。</p> <p>また、普通高校では生徒数の減少により、空き教室が多く存在し、倉庫化しているケースが散見される。こうした学校資産の有効活用にも資することとなるため、学校の種類間のお互いの資産の共有化について検討することが望ましい。</p>	<p>て検討を進めてまいります。</p>
意見 12	<p>【ファシリティマネジメント】 固定資産老朽化について (箕輪進修高等学校)</p>	<p>長野県教育委員会から入手した固定資産台帳と学校から入手した備品一覧表並びに公有財産台帳を突合し、固定資産台帳の適正性を検討した。</p> <p>工作物の老朽化率が96.4%、物品の老朽化率が97.4%と老朽化が進行していることが分かる。学校の固定資産の老朽化が進んでおり、長寿命化対策などのファシリティマネジメントの必要性が年々高まっている。より適切なファシリティマネジメントが望まれる。</p>	<p>再編整備と並行し、高校教育課では令和5年度以降、校舎の長寿命化を含めて学習環境の改善を図る高等学校中間改修事業を進めております。総量縮小の観点を含めて、引き続き適切なファシリティマネジメントに努めてまいります。</p>
意見 13	<p>【ファシリティマネジメント】 児童生徒の学ぶ環境について (稲荷山養護学校)</p>	<p>稲荷山養護学校は、天井が高く、木造で必ずしも気密性が高くないことから冷暖房の効率が悪い。一部の教室は冷房が効かないため、廊下を挟んだ反対側の教室から、サーキュレータにビニール袋をつないで冷気を送っていた。</p> <p>また、ある教室では、床に敷設されているカーペットの繊維がほつれるなど床の劣化が著しいが、応急的に教員がカーペットの上にブルーシートを敷き、四隅をガムテープで止めて使用していた。</p> <p>さらに、廊下の一部をカーテンで仕切り、更衣室として利用していた。長野県教育委員会も状況は把握しており対応はしているが、建物の拡張性の問題等もあるため、必ずしも適時に対応できていない。</p> <p>このような状況は、児童生徒にとっても教職員にとっても、第4次長野県教育振興基本計画が掲げるウェルビーイングとはいえない状況であるため、早急に改善する必要がある。</p>	<p>教室の床の改修については、特に劣化が著しかった5教室について、令和6年度に優先的に改修工事を実施しました。残る教室の床改修工事や空調設備の整備等については、学校からの要望や他校の施設状況を踏まえ、早期の対応に努めてまいります。</p>
意見 14	<p>【働き方改革（在校等時間超過）】 時間外在校等時間の管理について (須坂創成高等学校)</p>	<p>月150時間を超える時間外在校等時間が連続して発生している教育職員が存在する。主に部活動指導を担当する教育職員に見られる状況である。</p> <p>このような状況を改善するため、部活動日の見直しや部活動指導員の配置、校務分担の調整などを進め、教育職員の業務量を適切に管理する必要がある。</p>	<p>今年度、「外部人材による高等学校運動部活動支援事業」による外部指導者を活用することとしているほか、校務分掌も適時適切に見直し、特定の教職員に時間外勤務が偏らないように取り組んでおります。</p> <p>また、各教職員に対し早出・遅出勤務等の時差勤務の活用を呼びかけており、それらも活用して時間外勤務の縮減に取り組んでまいります。</p>
意見 15	<p>【働き方改革（在校等時間超過）】 教育職員の業務量の適切な管理について (屋代高等学校)</p>	<p>令和5年度の教育職員全64名の時間外在校等時間について確認したところ、長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則第3条2項に違反している、または違反のおそれがある教育職員が見受けられた。在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施していく必要がある。</p>	<p>毎月在校時間が長時間に亘った職員には、引き続き管理職が面談を行い、在校時間の短縮化や業務量の調整について意見交換を行ってまいります。</p>
意見 16	<p>【働き方改革（在校等時間超過）】 教育職員の業務量の適切な管理について (上田高等学校)</p>	<p>令和5年度の教育職員全67名の時間外在校等時間について確認したところ、長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則第3条2項に違反している、または違反のおそれがある教育職員が見受けられた。在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施していく必要がある。</p>	<p>健康管理の面から管理職との面談を通し、産業医との面接指導を促すとともに、引き続き長時間勤務の該当者には管理職から声がけを行い、時間外勤務削減を目指してまいります。</p>

意見 17	【働き方改革（在校等時間超過）】 教育職員の業務量の適切な管理について （諏訪清陵高等学校）	令和5年度の教育職員全52名の時間外在校等時間と、附属中学校の令和5年度の1年間の教育職員全16名の時間外在校等時間について確認したところ、長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第3条2項に違反している、または違反のおそれがある教育職員が見受けられた。在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施していく必要がある。	校務分掌の業務内容の見直しと分担の再構築を進め、職員間での業務偏重の改善を図るとともに、職員への声がけを一層進めてまいります。
意見 18	【働き方改革（在校等時間超過）】 教育職員の業務量の適切な管理について （松本県ヶ丘高等学校）	令和5年度の教育職員全70名の時間外在校等時間について確認したところ、長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第3条2項に違反している、または違反のおそれがある教育職員が見受けられた。在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施していく必要がある。	業務の平準化を進め、特に部活動について、顧問間の業務の平準化を図りました。
結果 （指摘） 1	【職務専念義務免除手続】 職務専念義務免除について （稲荷山養護学校）	PTA会計、稲荷山養護学校同窓会会計、更級分教室PTA会計、更級同窓会会計の4つの団体会計があり、いずれも校長または教員が会計事務に関する各業務に従事しているが、令和5年度においては、職務専念義務の免除の承認簿が作成されておらず、いずれの会計についても職務専念義務の免除手続が行われていなかった。毎年度、所定の専念義務免除の承認簿を作成し、承認を得る必要がある。	包括外部監査での指摘を受けて、団体等事務への従事に係る手続きの徹底について特別支援教育課から通知が发出されました。 当該通知を受けて、令和6年度の団体会計に係る職員の従事状況を確認するとともに、職務専念義務免除の承認及び「承認簿」の整備を行いました。 令和7年度は、団体関係に従事する職員に係る職務専念義務の免除について承認するとともに「承認簿」を作成し、団体等会計に従事しており、今後も適切に対応してまいります。
意見 19	【地方公会計・固定資産台帳整備】 固定資産台帳と備品一覧データの不一致について （須坂創成高等学校）	県が公表している財務諸表の作成基礎となる固定資産台帳と、学校が作成している備品一覧データを突合した結果、固定資産台帳に計上されていない重要物品が発見された。備品一覧データは定期的に現物確認が行われているため、固定資産台帳が正確に作成されていない可能性が高い。この場合、県が公表する貸借対照表や行政コスト計算書が正確に作成されなくなる。 備品一覧データと固定資産台帳を照合し、固定資産台帳を修正する必要がある。また、不一致が発生する原因を究明し、不一致が発生しない体制を整える必要がある。	固定資産台帳への掲載が漏れていた重要物品4点について、固定資産台帳に追加しました。 改善措置は、意見69に記載の教育委員会事務局の措置等の内容のとおりです。
意見 20	【地方公会計・固定資産台帳整備】 固定資産台帳と備品一覧データの不一致について （箕輪進修高等学校）	県が管理している固定資産台帳には重要物品が3点計上されているが、学校が管理する備品一覧表には重要物品が16点計上されており、齟齬が生じている。また、固定資産台帳の取得価額と公有財産台帳の建築価額に齟齬が生じているものがあり、固定資産台帳の評価額の適正性が検証できない状態である。 固定資産台帳を修正する必要がある。また、不一致が発生する原因を究明し、不一致が発生しない体制を整える必要がある。	固定資産台帳への計上漏れていた重要物品13点について、固定資産台帳に追加しました。 固定資産台帳に掲載すべき資産が掲載されていないことに対する改善措置は、意見69に記載の教育委員会事務局の措置等の内容のとおりです。 また、固定資産台帳の取得価額と公有財産台帳の建築価額の齟齬については、公有財産の取得価額等を公有財産取得当時の文書等により確認する必要があり、見直しには相当の時間を要する見込みです。ご意見いただいた内容を関係部署に共有し、正確な固定資産台帳の作成のための仕組みづくりに取り組んでまいります。
意見 21	【地方公会計・固定資産台帳整備】 固定資産台帳と備品一覧データの不一致について （寿台養護学校）	県が管理している固定資産台帳と、寿台養護学校が作成した備品一覧データを照合した結果、固定資産台帳に計上されていない重要物品が発見された。固定資産台帳が正確に作成されていない可能性が高い。この場合、県が公表する貸借対照表や行政コスト計算書が正確に作成	作成した備品一覧データと県の固定資産台帳との照合を行った結果、一部の重要物品について台帳への未登録が判明しました。これを受けて、台帳の修正を行い、現在は不一致が解消されている状況です。

		<p>されなくなる。</p> <p>備品一覧データと固定資産台帳を照合し、固定資産台帳を修正する必要がある。また、不一致が発生する原因を究明し、不一致が発生しない体制を整える必要がある。</p>	<p>今後は、固定資産台帳の正確性を確保するため、備品管理に関する情報共有の強化や、登録手続きの確認体制の見直しを進めてまいります。</p>
意見 22	<p>【物品管理(受納手続)】 消耗品の寄附について (松本盲学校)</p>	<p>「寄附受納リスト(平成8年1月～令和3年3月)」に掲載された寄附物件78件のうち56件が長野県教育委員会への協議日付の記載欄に日付ではなく、「無し(消耗品)」、「無し」と記載されていた。受納から相当の期間が経過している物件が大半であり、経緯は明らかではないが、消耗品であることを理由として、長野県教育委員会への協議を省略したと推察される。</p> <p>各学校により同様の物件の寄附に対する教育長への協議の対応に差異が生ずる可能性は否定できない。教育長への協議対象となる物件及び金額的基準を明確にするとともに、協議対象としない物件の取扱いを定めることが望ましい。</p>	<p>学校において寄附を受けた場合には、教育長協議を前提としています。今後は、全ての寄附について協議することを周知徹底してまいります。</p>
意見 23	<p>【物品管理(記帳)】 寄附物件の管理について (松本盲学校)</p>	<p>「物品寄附受納決議書」の綴りを閲覧したところ、物品の寄附は、令和3年度、令和4年度は該当がなく、令和5年度は1件であった。これに対して、学校が作成した「寄附受納リスト」は、令和2年度分までの記載でとどまっており、その後の更新がなされていなかった。</p> <p>寄附受納リストは、各会計年度の寄附物件を把握し、管理する台帳に相当するものであり、寄附物件の受納後、速やかに更新する必要がある。</p>	<p>寄附受納リストを最新の状況に更新しました。今後も適切に更新してまいります。</p>
意見 24	<p>【物品管理(不用品処理)】 備品の処分について (箕輪進修高等学校)</p>	<p>事実上使用されていない備品が学校内に散見される理由の一つは、不用決定したものの廃棄のための予算が配当されないことにある。学校のICT化が推進される昨今、廃棄対象となるパソコンやタブレットはさらに増加する。パソコンやタブレットには機密情報が含まれている可能性がある。そのため廃棄には、専門業者への委託のための予算が必要となるため、学校内倉庫に漫然と積み上げられている。このことにより、今後、機密情報漏洩などの事件の発生も危惧される。</p> <p>不用決定された備品が着実に廃棄されるよう、適切に予算配当されることが望ましい。</p>	<p>パソコンについては、令和4・5年度に高校教育課で処分必要台数の調査を行い、一括で処分を実施しております。今後、前回処分以降に不用決定されたパソコン等情報機器の状況把握を行い、順次処分を行ってまいります。</p>
意見 25	<p>【物品管理(不用品処理)】 備品の使用禁止の徹底について (松本県ヶ丘高等学校)</p>	<p>小体育館にトレーニングルームが併設されており、ジムに使用するマシンが設置されている。マシンのうち何台かには使用禁止の張り紙が付されているが、ワイヤーが切断され使用不能の状態になっているにもかかわらず、使用禁止の張り紙が付されていないマシンが見受けられた。</p> <p>トレーニングルームは常時教員が監督している訳ではなく、生徒のみで使用しているケースがある。生徒が故障中のマシンを使用し、負傷してしまう可能性は否定しきれない。故障中のマシンには使用禁止の張り紙を速やかに付す必要がある。</p> <p>また、監査人が確認したマシンの故障原因はいずれもワイヤー切断であった。軽微な故障とも考えられるがワイヤー修理のための予算はなく、教職員にワイヤー修理のためのノウハウ等はない。現状のままでは故障中のマシンが次第に増加するだけとなり、いわゆる「宝の持ち腐れ」となってしまう。修理がなされるよう、適切に予算配当されることが望ましい。</p>	<p>故障していたトレーニング機器については、修理不能のため廃棄処分とし、新しい機器を購入しました。</p>

意見 26	【物品管理(現物管理)】 備品管理について (小海高等学校)	備品検索一覧データ(備品台帳)より備品を任意に10件抽出して現物との照合を行った。その結果、備品番号票が貼り付けられておらず備品台帳との照合が困難な備品や、現物が確認できなかった備品、廃棄漏れとなっている備品が見受けられた。備品管理を適切に行う必要がある。	備品ラベルの整備、廃棄漏れ備品の廃棄、不存在備品の経過確認と台帳からの除却を実施しました。今後も年度当初に実施する備品現物照合の際等に、状況の把握を行い、適切な備品管理を徹底してまいります。
意見 27	【物品管理(現物管理)】 物品管理について (須坂創成高等学校)	1) 備品表示票(物品シール) 備品の現物管理を行うためには、現物に当該物品を表象する備品表示票(物品シール)を貼付しておく必要がある。しかしながら、一部の物品については、備品表示票が貼付されていない、あるいは、貼付されている場合でも記載されているのは取得日と品名のみであった。個別識別のための番号が記載された備品表示票を貼付しておく必要がある。 2) 備品の登録単位 備品一覧データと同じ備品整理番号で一括して計上しているものがあったが、現物の個別管理が困難となり、たとえば一部の物品を交換修理する場合に対応が難しくなる。備品は個別管理が可能な単位で登録しておく必要がある。	備品表示票については、貼付漏れがあったものや、必要な事項が記載されていないものについて、整備を行いました。 物品の登録単位については、財産関係例規によると、物品管理の単位は「独立して効用を発揮し、かつ、一体として管理の対象となる単位」をもって「一個」と考えられるとされています。 今回ご意見いただいた「3次元造形・計測システム」及び「高性能PCを配備した実習室改修工事」は、全ての物品が揃って稼働することで目的を達成するものになるため、現在の備品整理の方法は、現状の運用上問題ないと考えております。 また、当該物品の一部を交換・修理する場合については、財務規則で定められている「修繕記録簿」により別途記録しております。引き続き、適切な備品管理を徹底してまいります。
意見 28	【物品管理(現物管理)】 物品管理について (屋代高等学校)	屋代高校では廊下に液晶モニターや机、楽器などが積まれている。換価価値の高い物品については、使用しないのであれば他校での活用を検討し、当面使用見込みがないが将来使用する可能性のあるものは空き教室等、安全な場所に保管する必要がある。	当面使用見込みがないが将来使用する可能性のある備品については、倉庫等鍵のかかる場所へ移動しました。
意見 29	【物品管理(現物管理)】 ポータブルトイレの設置について (上田高等学校)	洋式化されなかった和式トイレについて、上からポータブルトイレを被せることにより洋式トイレとして使用できるようにしているが、生徒からの評価は低く活用されていないとのことであった。洋式化されなかった和式トイレの上にポータブルトイレを設置しても、生徒が当該トイレを使用し、あるいは清掃することを望んでいないのであれば、無理に洋式化することは望ましくない。和式トイレは和式トイレとしてそのまま使用するほうが望ましい。	生徒の洋式化要望は高いため、令和7年度定時制棟トイレ改修工事の設計業務を委託しており、令和8年度以降工事を行う予定となっております。
意見 30	【物品管理(現物管理)】 物品管理と避難経路の確保について (上田高等学校)	廊下に大型モニターや机などが積まれている。廊下は災害時の避難経路であり、物を置くことは好ましくない。使用しないのであれば他校での活用を検討し、当面使用見込みがないが将来使用する可能性のあるものは空き教室のある学校で保管する等により、安全な避難経路を維持する必要がある。 また、楽器や大型モニターなど換価価値の高い物品について、使用中であれば安全な場所に保管する必要がある。	当面使用見込みがないが将来使用する可能性のある備品は、会議室やスペースに余裕がある教室へ移動しました。 また、校内の安全衛生委員会による巡回指導で、避難経路の確保に努めてまいります。
意見 31	【物品管理(現物管理)】 備品管理について (諏訪清陵高等学校)	備品について、10件のサンプルを抽出しその管理状況を確認したところ、うち1件について、備品に貼付されている管理用シールから当該備品の台帳上の管理番号が特定できないものがあった。「備品管理票及び財産台帳」上で実際に管理している備品を特定できるよう、学校で管理されている備品については、台帳上の管理番号を記した情報を管理用シール等に記載することにより適切な管理を行う必要がある。	全数確認を実施し、管理番号が特定できなかった物品について台帳上の管理番号が記載された備品表示票を貼付しました。今後も、年度当初に実施する備品現物照合の際等に確認を行い、適切な備品管理を徹底してまいります。

<p>意見 32</p>	<p>【物品管理(現物管理)】 備品管理について (箕輪進修高等学校)</p>	<p>マシンについて、備品シールの老朽化のため読み取りづらく、現物の特定が困難な事例があった。また、備品一覧表にはマシンが何台あるのかの記載はなく、整理番号との突合ができなかった。さらに、正常に稼働できないマシンがあったが、正常に稼働できない備品は適切な時期に不用決定・廃棄し、備品管理をより徹底されることが望ましい。</p> <p>音楽室で使用中のブラウン管テレビについては18年以上使用されており、国税庁が定める耐用年数5年の3.6倍の年数使用されている。耐用年数の3倍以上を経過している備品を使用せざるを得ない現状からは、生徒に十分な教育環境を提供しているとは考えにくい。学校単独では対応困難であるため、長野県教育委員会全体として、備品更新のための予算が確保されることが望ましい。</p> <p>電子黒板には、備品一覧表上の整理番号が付された備品シールが貼付されておらず、リース会社が付した独自の備品シールが貼付されている。</p> <p>また、監査人が把握した備品等の台帳には重複しているものがある。同一の備品を複数の台帳で管理すると、自ずと台帳間で齟齬が生じる可能性が高くなるとともに事務が煩雑となる。同一の備品は同一の管理台帳にまとめることが望ましい。</p>	<p>以下のとおり対応を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品登録されているマシンは1台であり、表示票と備品一覧表の整備を行いました。当該備品は年式が古く稼働していないため、令和7年度中に不用決定し廃棄する予定です。 ・電子黒板については、備品表示票の貼り替えを行いました。 <p>老朽化した備品の更新については、毎年度各校に一定額の備品購入費用を配当しており、その範囲内で各校の判断により備品更新を行っているところです。</p> <p>音楽室のブラウン管テレビは、現在もモニターとして使用できていることから、現状、更新の優先順位は高くありませんが、予算状況を勘案しながら、順次更新を進めてまいります。</p> <p>また、備品等の台帳については、所有備品、リース備品ともに、財務規則等で定める台帳で管理しており、そのうちパソコンについては機器管理番号等さらに詳細な情報を把握する必要があることから、別途端末管理台帳を整備しているところです。台帳間で齟齬が生じている原因としては、各種台帳の整備は基本的に事務職員が行っていますが、教員用パソコンの端末管理台帳のみ情報化推進担当の教員が整備している学校が多いことが挙げられます。</p> <p>今後、各種台帳を複数の者により確認することにより、台帳間で齟齬が生じないよう整備することを学校へ周知するとともに、複数の様式を用いることにより事務が煩雑化している状況を関係部署と共有し、様式統一による事務効率化について検討してまいります。</p>
<p>意見 33</p>	<p>【物品管理(現物管理)】 備品管理について (塩尻志学館高等学校)</p>	<p>備品について、10件のサンプルを抽出しその管理状況を確認したところ、うち2件について、管理用シールが貼付されておらず、うち7件について、備品に貼付されている管理用シールから当該備品の台帳上の管理番号が特定できないものがあった。また、一部備品については、故障している、陳腐化している等の理由により現在は使用することができないにも関わらず、処分や修理などの対応がとられていない状態であった。</p> <p>適切な備品管理のみならず、職員や生徒の安全面の観点からも、使用することができない備品について、処分や修理といった対応を早急に行うことができる体制を構築することが望ましい。</p>	<p>備品表示票の整備を行いました。また、修理不能な備品については、学校生活に支障をきたしているものから順に、予算状況を勘案しながら計画的に処分を行いたいと考えております。</p> <p>今後も、年度当初に実施する備品現物照合の際等に、状況の把握を行い、適切な備品管理を徹底してまいります。</p>
<p>意見 34</p>	<p>【物品管理(現物管理)】 備品管理について (松本県ヶ丘高等学校)</p>	<p>備品について、10件のサンプルを抽出しその管理状況を確認したところ、うち2件について、管理用シールが貼付されていないものがあった。また、一部備品については、故障している等の理由により現在は使用することができないにも関わらず、処分や修理などの対応がとられていない状態であった。</p> <p>適切な備品管理のみならず、職員や生徒の安全面の観点からも、使用することができない備品について、処分や修理といった対応を早急に行うことができる体制を構築することが望ましい。</p>	<p>備品表示票が貼付されていなかった備品に備品表示票を貼付しました。</p> <p>また、修理不能な備品については、学校生活に支障をきたしているものから順に、予算状況を勘案しながら計画的に処分を検討してまいります。</p> <p>今後も、年度当初に実施する備品現物照合の際等に、状況の把握を行い、適切な備品管理を徹底してまいります。</p>

意見 35	【物品管理(現物管理)】 物品の管理について (稲荷山養護学校)	備品表示票(物品シール)が貼付されていない物品があった。備品表示票(物品シール)はリストと現物を正確に突合するために欠かせないものであり、適切な対応策を検討することが望ましい。	指摘のあった備品については令和6年度中に「備品表示票」を作成し、当該備品に貼付しました。 また、他に「備品表示票」の貼付されていない備品等がないかについて確認を実施しました。
意見 36	【物品管理(現物管理)】 物品の管理について (寿台養護学校)	備品表示票(物品シール)が貼付されていない物品が見受けられた。当該物品は給食調理室で使用されており、水に濡れる環境下であるためシールの貼付が難しいと考えられる。しかしながら、ラミネート加工したシールを利用するなどの対策が可能である。備品表示票(物品シール)はリストと現物を正確に突合するために欠かせないものであり、適切な対応策を検討することが望ましい。	調理室の備品表示票が貼付されていなかった備品について、ラミネート加工した備品表示票を貼付しました。
意見 37	【物品管理(現物管理)】 物品の管理について (松本盲学校)	備品表示票(物品シール)が貼付されていない物品が見受けられた。備品表示票(物品シール)はリストと現物を正確に突合するために欠かせないものであり、適切な対応策を検討することが望ましい。	速やかにすべての備品に備品表示票の貼付等の対応を行いました。
意見 38	【物品管理(現物管理)】 リース資産について (箕輪進修高等学校)	学校に存在するパソコン等は、①学校が購入したもの、②学校がリース契約したもの、③県がリース契約したもの、④他校から移設されたもの等が混在している。教職員の業務負担を軽減し、備品管理の実効性を高めるための対応策を検討することが望ましい。	教員の校務用パソコンについては、高校教育課による配備の対象となっている職員に対しては、高校教育課で一括してリース契約を行い配備しているところですが、毎年度各学校の教員数が変わることや、年度途中で教員数に変動が生じる場合があること等から、一元的な管理に苦慮している状況です。高校教育課による配備の対象としていない職員については、各校で購入又はリースにより調達しているところですが、令和7年度から、従前からの対象者に加えて、非常勤講師・ALTのパソコンを高校教育課でリースにより配備することとしました。引き続き一元的な管理に向けた方法を検討してまいります。
意見 39	【物品管理(現物管理)】 リース切れとなったリース資産について (箕輪進修高等学校)	リース期間が経過したリース資産は、形式的には無償譲渡された資産である。したがって、所有権はリース会社から学校へ移転している。リース切れとなったリース資産についても備品一覧表等に記載し、適切に管理することが望ましい。	リース期間が経過して買い取ったパソコンについて、取得価格から備品に該当する場合は備品登録及び端末管理台帳での管理を行い、消耗品になる場合は端末管理台帳で管理してまいります。
意見 40	【図書管理】 図書の管理について (須坂創成高等学校)	約29,000冊の蔵書があるが、実地棚卸は原則として年1回、司書が単独で行っている。この取組は正確な蔵書管理という点で高く評価される一方で、業務分担の観点からは必ずしも適切とはいえない。生徒会には図書委員会が設置されているが、他校では図書委員が協力して棚卸を行う事例もあるため、この点について今後の検討が必要である。 蔵書の検索には、図書館蔵書検索サイト「カーリル」の学校図書館支援プログラムを利用しているが、現在は図書館内のPCでの利用に限定されている。生徒が自身のPCやスマートフォンから図書の検索や貸出予約を行える仕組みを導入することが望ましい。	生徒会図書委員会も他の活動との調整が必要であるため、ただちに実地棚卸の協力を得ることは難しいですが、他校の状況についても更に把握し、司書の業務負担が過度にならないように引き続き検討してまいります。 また、蔵書の検索については、令和8年度下期から校内Wi-Fiを通じて生徒自身のタブレット端末から図書館の蔵書や貸出状況が閲覧できる仕組みを構築予定です。
意見 41	【私費会計(私費と公費区分)】 公費と私費の混同について (須坂創成高等学校)	植栽の伐採費用や学習支援員(進路指導)の報酬などがPTA会計等の私費会計からの支出となっている。これらは、学校の施設整備や学生の進路指導等、学校の管理運営及び教育活動に必要な不可欠な経費であり、本来公費負担すべき経費であると考えられ、区分の徹底が図られる必要がある。	教科活動費や学校運営費等について、より良い教育環境の充実のため、PTA等から要望があるものうち、公費負担の水準を質的量的に上回る場合は、PTA等から支援を受けることは可能としております。公費、私費の区分について、全校に改めて周知してまいります。

意見 42	【私費会計（私費と公費区分）】 作業会計について （稲荷山養護学校）	<p>高等部の作業学習班における売上を各作業会計の収入として計上している。本来、公費として取り扱う性格のものであり、事務処理上も整合性があるものと考えられる。</p> <p>事務処理体制を整備することを前提として、公費として取り扱うことを検討することが望ましい。</p>	<p>作業学習では、高校のように一律ではなく、生徒の特性に応じた教材の準備が求められます。販売品についても、市場製品のような規格がないことが多く、地域の方にバザー的に購入してもらうのが一般的です。仕入れも地域の協力を得て行われることが多く、公費の厳格な規定を一律に適用するのが難しい場合があります。</p> <p>会計処理については、公費の基準で全ての業務を行うことで、教員も含め全体の事務量の増加が懸念されます。こうした状況を踏まえつつ、私費会計の適正な運営及び見直しを進めながら、会計のあり方について研究してまいります。</p>
意見 43	【私費会計（私費と公費区分）】 P T A等から支援を受けることが可能な経費について （稲荷山養護学校）	<p>「学校徴収金の基本的な考え方」の区分基準表によれば、校長会・教頭会の会費は、学校が構成単位となっている学校の管理運営に関する団体等の負担金とされ、P T A等から支援を受けることが可能な経費とされている。</p> <p>一方で、校長会等への出席は、校長等の本来業務とされ、職務専念義務の免除は受けていない。すなわち、校長会への出席は公務と判断されていると考えられる。そうであれば、校長会等の会費をP T Aから支援を受けることが可能とするのは妥当でない可能性があるため、今後検討が必要である。</p>	<p>校長会への出席については、参加に関する費用を公費で負担するなど公務として対応しています。</p> <p>一方で、年会費等については、その性質上、公費での負担が適当でない場合もあるため、「学校徴収金の基本的な考え方」に則り私費会計から支出しているものです。</p> <p>今後も、校長会等の活動の性質に応じて、適切な執行が徹底されるよう努めてまいります。</p>
意見 44	【私費会計（私費会計の数）】 私費会計の数について （稲荷山養護学校）	<p>現金管理や会計記帳は教員の本来の業務とはいえ、適性には個人差があり、全ての教員が同じ水準で遂行することは容易ではない。</p> <p>また、校内点検や外部者等点検に費やす時間や手間も増加させることになる。会計の集約や学校徴収金口座からの振り分け対象の拡大など、業務の効率化をさらに進める必要がある。</p>	<p>私費会計業務の効率化のため、学校では事務長による年1回の校内点検を実施し、結果のフィードバックと改善指導を通じて事務処理の質を向上させ、点検の省力化にもつなげています。</p> <p>また、令和6年度からはインターネットバンキングを活用した「学校徴収金会計」を新設し、保護者からの会費を口座振替で集金し、各会計へ自動振り分けすることで事務負担を軽減しました。</p> <p>会計数の多さは、活動の実態や管理の明瞭性及び保護者への説明責任を考慮すればやむを得ない部分もありますが、今後も「学校徴収金に関する基本原則」の遵守と教員の負担軽減の両立に向けて、さらなる効率化の方策を検討してまいります。</p>
意見 45	【私費会計（私費会計の数）】 私費会計の数について （寿台養護学校）	<p>令和5年度の私費会計は43会計に及び、他の県立学校と比較して多いといえる。まずは、個々の私費会計の集約や廃止によらずとも、現金徴収されている会計について、学校徴収金口座への入金からの振り分けに移行させる等で実質的な業務の集約を図ることが望ましい。</p>	<p>令和8年度から学校徴収金口座への入金からの振り分けやインターネットバンキングの利用にむけ、校内で検討してまいります。</p>
意見 46	【私費会計（点検結果）】 校内点検結果への対応について （稲荷山養護学校）	<p>校内点検の指摘事項については、会計知識が不十分なまま処理を行った比較的初歩的な誤りである。その一方、その誤りに対し、詳細に抽出・指摘したうえで、わかりやすく対処の方法を提示していることは評価できるものであり、これらの結果を確実に反映していくことが望ましい。</p>	<p>引き続き校内点検結果を共有し、会計事務誤りのさらなる縮減に努めてまいります。</p>
意見 47	【私費会計（事務負担軽減）】 学校徴収金等の徴収と振り分けについて （寿台養護学校）	<p>現在、現金徴収されている各学年費会計、部費会計等についても、学校徴収金口座への振込対象とし、インターネットバンキング等の利用により、事務室で一括して振り分けを実施することで、現金管理のリスクと教員の業務負担の低減を図ることが望ましい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、令和8年度から学校徴収金口座への入金からの振り分けやインターネットバンキングの利用にむけ、校内で検討してまいります。</p>

意見 48	【私費会計（事務負担軽減）】 会計業務の標準化について (寿台養護学校)	各学校独自で電子ファイルを利用する場合、機能の改善やコンピュータ・ウイルスなどのリスクへの対応にも限界があるといえる。 経理業務の効率化のためには、各学校で利用する私費会計の記帳、報告のために用いるアプリケーションや表計算ソフト等について情報共有し、改善することで、特別支援学校全体としてできる限り標準化することが望ましい。	表計算ソフト等のツールの活用は、私費会計業務の効率化に有効であり、優良事例と認識しております。 今回、全特別支援学校を対象に、私費会計についての状況調査を実施しました。その結果を共有し、各校の優良事例や運用方法を共有することで、会計業務の標準化を図ってまいります。
意見 49	【私費会計(契約手続)】 物品購入時の業者選定と見積もり徴収について (須坂創成高等学校)	学年会計（農業科）の事例では、随意契約による10万円以上の物品購入に際して、見積徴収はしているものの、2人以上の者からの見積書を徴収しておらず、かつ、その例外的な事務とした理由の記載がない取引が散見された。 業者の選定に関して基準に即した運用がなされないと、恣意的な選択が行われ、癒着や汚職等の不正の発生や経済性が損なわれる要因となるおそれがある。事務処理基準に従って契約事務を行う必要がある。	「県立学校における私費会計等の事務処理基準」第8の2において、取引相手の選定にあたっては、原則として、県の財務規則に準じて、複数者から見積書を徴した上で取引相手を決めなければならない旨が規定されています。しかし、当該学年会計については、財務会計事務に必ずしも精通していない教員が事務を担当しており、加えて、年1回以上実施している外部者等による点検においても見過ごされてしまったところです。 この点を踏まえ、業者の選定においても、癒着や汚職等の不正の発生や経済性が損なわれることの無いよう、複数者からの見積書徴収の趣旨等を各担当に説明のうえ、徹底を図ってまいります。併せて、外部者点検等の機会を活用し、事務のチェック体制の確保を図ってまいります。
意見 50	【私費会計（残高過大等）】 P T A会計等の年度繰越金残高について (須坂創成高等学校)	P T A会費を原資とする「P T A会計」及び「クラブ振興会計」の2つの会計単位の預金残高の合計は、令和5年度時点で約1,750万円となっている。徐々に保護者等から徴収する会費を抑制するなどの施策を講じることにより、年度繰越金を適切な残高に近づけていくことが望ましい。 「国際教育会計」については、令和5年度時点で約130万円の年度繰越金が存在しているが、年度繰越金の今後の活用に向けて、公平性があり、納得感のある使用方法を検討することが望ましい。	P T A会計及びクラブ振興会計の繰越残高については、P T A役員会及び総会で意見を聞き、有効に活用する方策を検討してまいります。 なお、国際教育会計については、近年、その会計の設置目的に沿った活用がされておらず、また今後も活用の見込みがないことから、既に解約を行い、残額を本会計の原資となった同窓会へ返金しました。
意見 51	【私費会計（残高過大等）】 学校徴収金の取扱いについて (小海高等学校)	1学年時及び2学年時も含め、毎年度の徴収額を見直すか、3学年開始時の前年度繰越金を踏まえ、3学年時の徴収金を引き下げるなど、多額の返還金が生じない対応を図ることが望ましい。	学校企画運営委員会で学年費の徴収金額の見直しを検討するとともに、予算の執行状況を注視し、状況に応じて3学年時の徴収金の引き下げ等を行うことで、多額の返還金が生じないよう対応してまいります。
意見 52	【私費会計（残高過大等）】 P T A会計(私費会計)における年度繰越金残高について (諏訪清陵高等学校)	「P T A会計（高校）」の令和5年度末の年度繰越金残高は5,552,249円であった。引き続き年度繰越金の金額を少しずつ減らしていきような予算執行を行い、年度繰越金を適切な残高に近づけていくことが望ましい。	後述のとおり「P T A会計（高校）」は、令和7年度に他の私費会計への繰出しを改めたことで資金の流れが明快になりました。これにより、P T A会計単独の予算執行状況と残高の関係が明らかになったため、令和7年度以降の予算執行状況を注視し、会費の見直しの検討等、翌年度予算への繰越金を漸減させるよう複数年度で取組んでまいります。
意見 53	【私費会計（残高過大等）】 P T A一般会計の年度繰越金残高について (箕輪進修高等学校)	令和5年度のP T A一般会計は、2,254,500円の支出に対して年度繰越金残高が3,349,040円で支出額の1.5倍弱となっている。多額の年度繰越金があるが、その取扱いを検討することが望ましい。	コロナ禍により各種行事が中止されたため繰越金が増加しましたが、令和7年度より会費を減額（ⅠⅡ部及び教職員▲1,000円、Ⅲ部▲500円）したほか、各種行事の復活が想定されるため、繰越金は縮減する見込みとなっております。 引き続き予算の執行状況を注視し、状況に応じて会費の見直しを行うことで、多額の繰越金が生じないよう対応してまいります。

<p>意見 54</p>	<p>【私費会計（残高過大等）】 学校給食会計の年度繰越金残高について （稲荷山養護学校）</p>	<p>令和6年3月末現在の学校給食会計の年度繰越金残高は3,345,357円となっており、これは年間収入金額の10%を超える。各年度の収入に見合った給食を提供し、適切な残高を維持することが重要である。 適切な支出可能額を見積もるにあたっては、将来の収入見込みや給食材料の納品時点で支払予定額を記録するなどして、適時に支出可能額を計算する必要がある。</p>	<p>天候や経済状況により食材費が高騰する中、安全安心で児童生徒に満足してもらえる給食の提供に努めるとともに、各年度の収入に見合った給食の提供や適切な残高を維持していくことも念頭に給食運営を行った結果、令和5年度決算時よりも繰越額を圧縮することができ、令和6年度の「給食会計」に係る決算においては、繰越額が2,167,218円となりました。 引き続き適切な残高の管理に努めてまいります。</p>
<p>意見 55</p>	<p>【私費会計（渡し切り）】 渡し切りのクラス費について （屋代高等学校）</p>	<p>「学年会計」が徴収されているが、修学旅行（3日目）の行動費が支出されていた。支出内容は、生徒1人あたり5,000円を学級の担任に人数に応じて支給しているものであり、学級ごとの合計金額が経費として計上されていた。請求書、領収書等の証拠書類が支出伝票の帳票に貼付されておらず、いわば各担任に渡し切りとなっていた。具体的な取引とその証拠書類により、精算の事実を把握しておく必要がある。</p>	<p>修学旅行の行動費について、令和7年度以降、学年会計からの支出を見直しました。その他の私費会計においても引き続き、請求書、領収書等の証拠書類を支出伝票の帳票として整備することを徹底してまいります。</p>
<p>意見 56</p>	<p>【私費会計（渡し切り）】 学級費の取扱いについて （塩尻志学館高等学校）</p>	<p>学年費会計の支出項目の一つとして学級費が計上されている。この学級費については、卒業時に精算額（残金）が生じた場合には、学級ごとに精算（保護者への返金等）を行っているが、使途や使用金額、支出日などについて各担任から報告を受けておらず、支出内容が不明となっている。支出内容等について担任から報告を受け、証憑等も入手し、支出の妥当性を明確にしておく必要がある。</p>	<p>学級費の支出内容について、証拠書類を学年会計へ提出することを徹底するよう各担任へ周知いたしました。</p>
<p>意見 57</p>	<p>【私費会計（支出確認）】 修学旅行の外部業者委託に関する確認体制について （上田高等学校）</p>	<p>高等学校2学年時に修学旅行が実施されるが、旅行催行後、受託事業者である旅行会社から実際に費やされた費用の詳細・内訳についての実績報告がなされておらず、また、返還等の精算に関しての情報も精査されていなかった。 修学旅行に関する会計の責任を負うべきは学校であるため、たとえば、請求及び精算の明細の校長等によるチェックの体制を構築することが望ましい。</p>	<p>修学旅行後、旅行会社から請求時に実際にかかった内容の明細の提出を求めるとともに、校長の確認を受けるよう見直しました。</p>
<p>意見 58</p>	<p>【私費会計（支出確認）】 生徒へ返金する際の領収書の徴取について （箕輪進修高等学校）</p>	<p>生徒へ学校徴収金を返還する事案のうち1件について、返還の際に領収証を入手していなかった。領収書の入手を徹底する必要がある。</p>	<p>生徒へ学校徴収金（学年会計等）を返還する場合は、領収証を入手又は口座振込とすることを徹底するよう周知いたしました。</p>
<p>意見 59</p>	<p>【私費会計（使途）】 PTA会計（私費会計）における資金使途について （諏訪清陵高等学校）</p>	<p>「PTA会計（高校）」について、令和5年度の支出額の総額は10,279千円であったが、そのうち52.9%にあたる5,438千円が本校で管理されている他の私費会計への繰出金で占められていた。あえてPTA会計を経由して他の私費会計へ資金を拠出する必然性はないと考える。生徒の課外活動を支援する私費会計については、PTA会計等他の私費会計に依存しない体制の構築を検討する必要がある。</p>	<p>令和7年度から、課外活動を支援する私費会計（「クラブ活動後援会会計」及び「自反会会計」）への「PTA会計（高校）」からの繰出しをやめ、学校徴収金から各私費会計へ直接振り分けるよう改めました。</p>
<p>意見 60</p>	<p>【私費会計（必要性）】 I II部定通振興会会計の取扱いについて （箕輪進修高等学校）</p>	<p>I II部定通振興会会計については、令和6年3月末時点で475,482円の年度繰越金が生じている。10年ごとに実施される周年行事に充てるために繰越しているとのことだが、周年行事についてはPTA特別会計も使用されている。年度繰越金を周年行事に充てることを含め、同会計の目的や必要性について再検討することが望ましい。</p>	<p>I II部定通振興会会計はI II部生徒数から算出される定通教育振興会等の県会費・分担金の支払いに使用しています。PTAは今後全員が加入する組織ではなくることが想定されることから、PTA会計のみで前述の県会費・分担金や周年行事の費用を支出することは適当ではないため、PTA会計とは別に存続させる必要があると考えています。</p>

意見 61	【私費会計(精算遅れ)】 立替払いを行っている 教員への対応について (箕輪進修高等学校)	部活動顧問1名について、ほぼ1年間、部活動に要した支出を立替払いしており、令和6年2月に支出総額71,730円を生徒会一般会計に請求して給付を受けている。領収証等も整理されており、支出内容に問題は見受けられなかったが、部活動に要した支出については支出の都度、精算するよう、校内で周知する必要がある。	立替払いをした経費については、支出の都度精算するよう改めました。
意見 62	【私費会計(精算遅れ)】 長期の資金前渡の取扱 いについて (箕輪進修高等学校)	教員1名について、実習費の支払のためとして、令和5年4月19日に60,000円の資金前渡金を給付し、令和6年2月13日に9,834円の返還金を受領している。領収証を添付した会計報告が行われており、支出内容に問題は見受けられなかったが、このような長期の資金前渡を認める根拠が不明確であった。長期にわたる資金前渡について、あり方を明確にしておく必要がある。	実習費については年間使用分を資金前渡する方法を廃止し、支出の都度精算するよう改めました。
意見 63	【私費会計(事務不備)】 文化祭会計の精算処理 について (箕輪進修高等学校)	文化祭の準備に係る支出については、文化祭会計から各部門に資金前渡を行い、後日精算、余りが生じていれば戻入している。県立学校における私費会計等の事務処理基準では、資金前渡の精算は支出伝票で行うとされているが、文化祭会計の戻入においては収入伝票が用いられている。県立学校における私費会計等の事務処理基準に従い、支出伝票を用いる必要がある。	資金前渡の精算は支出伝票により行うよう改めました。
意見 64	【私費会計(事務不備)】 文化祭会計の現金出納 簿の記載方法について (箕輪進修高等学校)	文化祭会計の現金出納簿について、資金前渡の記載とその精算に伴う現金の戻入に係る記載の対応関係が把握できない項目が見受けられる。文化祭会計における資金前渡とその精算に関する現金出納簿の記載について、対応関係が把握できるよう記載方法を見直す必要がある。	複数の資金前渡に対し、1つの伝票でまとめて精算していたため、現金出納簿における支出と戻入の対応関係が不明瞭になっていましたが、今後は一つの資金前渡の処理ごとに精算を行うよう改めました。
意見 65	【私費会計(会計間賃 借ルール)】 私費会計間の臨時的な 資金移動について (松本県ヶ丘高等学 校)	令和5年6月20日付で「同窓会」の預金口座から、本校のPTAに相当する「あがた会(一般)」への200万円の資金移動が認められた。このような私費会計(団体会計)間の臨時的な資金の貸借については、「県立学校における私費会計等の事務処理基準」を始めとした各種の規則・基準には明確にルールが定められていないことから、一定のルールを定めることは会計事務上も有用であると考えます。	「あがた会」において、資金の用途を見直すことで、一定金額の繰越金を確保し年度当初の支出に対応できるように改善しました。今後も計画的な予算執行に努めてまいります。 また、私費会計間の資金の貸借については、その是非を含め、ルール化の検討を行ってまいります。
意見 66	【学校財務全般】 公金支払事務の合理化 について (教育委員会事務局)	県立学校を往査した結果、公共料金の支払いについて、納付書で行っている事例があったが、口座振替や事務の外注化で効率化を図る必要がある。会計年度任用職員等の社会保険料についても口座振替が可能であるため、今後検討することが望ましい。	公共料金のうち電気料金については、県立学校分も含め教育政策課で平成28年度からまとめて契約・支払いを実施しており、効率化を図っています。 会計年度任用職員の社会保険料については、現在各校で納付書払いを実施していますが、他部局の状況等を把握し、事務の効率化について検討してまいります。
意見 67	【学校財務全般】 私費会計の支払事務に ついて (教育委員会事務局)	私費会計の支払いについては、預金払戻請求書や振込依頼書を手書きで作成し、銀行窓口で手続きを行っている。教職員の業務負担を軽減する観点から、今後はインターネットバンキングの導入の是非、可能性を検討する必要がある。	インターネットバンキングは、活用により業務の効率化が図れる一方、導入に係る費用が課題となっています。私費会計の規模によってはコストがかかりすぎてしまう可能性があるため、各学校の状況を踏まえた上で検討してまいります。
意見 68	【学校財務全般】 出願方法について (高校教育課)	県内の高等学校では、紙による入学願書の提出が求められている。この用紙は、入学願書、入学審査料収入証紙納付書、受検票が1枚の紙に印刷されており、それぞれ切り取って使用する形式となっている。本県も他県で導入されているようなインターネット出願システムの採用を検討する必要がある。	令和8年度入学者の選抜試験(令和7年度実施)からインターネット出願システムによる実施を予定しております。

意見 69	【学校財務全般】 固定資産台帳への登録 について (教育委員会事務局)	県立学校の往査の過程で入手した備品に関する台帳と、県が公表している財務諸表作成の基礎ともなる固定資産台帳を突合したところ、多くの不一致が発見された。今回学校で発見された不一致は、各学校での入力漏れということになる。入力漏れが生じない体制を整備するほか、備品一覧データと固定資産台帳を突合する仕組みを導入するなどして、不一致が発生しないよう対応する必要がある。	固定資産台帳と備品に関する台帳の不一致が生じる原因は、備品登録は行われているものの、固定資産台帳への掲載が漏れていることが考えられます。 固定資産台帳の整備は毎年度1回、財政課からの照会を受けて行っております。その際は、財政課から財務会計システムから抽出した前年度の資産関連の支出データが送付され、当該データに掲載されているものについて固定資産台帳に載せるべき資産かどうかを各所属で判断しているため、計上漏れは減ってきていると思われまます。 しかし、事務職員の誤認識により、判断を誤り計上漏れしてしまう可能性があるため、財政課が実施している固定資産台帳作成事務に係る研修会への積極的参加を促していくとともに、固定資産台帳の整備の際に複数の職員により確認を行うよう周知してまいります。 また、固定資産台帳の整備の際は、備品に関する台帳に記載されている内容との突合を併せて行うよう周知してまいります。
意見 70	【学校財務全般】 県立高校における中長 期的な修繕・改修計画 について (教育委員会事務局)	県立学校を往査した結果、各学校とも老朽化が進んでいることが強く感じられた。県立高校や特別支援学校の老朽化への対策は喫緊の課題と考える。県立高校の修繕・改修に関する中長期計画の策定とその実行を速やかに進めていく必要がある。	今後は、再編整備の状況を踏まえ、県立高校の修繕・改修に関する中長期計画の策定を進めてまいります。
意見 71	【学校財務全般】 県立高校の修繕・改修 について (教育委員会事務局)	中長期計画では、県立高校、特別支援学校の劣化等の状況について、屋根の劣化による雨漏り、外壁の劣化によるモルタル片の落下、内装の劣化による床・壁・天井の不具合等が至るところで発生しているとのことである。 このような状況においては、生徒や教職員の安全に係わる事項については優先的に対応を進めていく必要があると考える。 県立高校に関して、修繕・改修に関する中長期計画が未作成の状況ではあるが、安全性を考慮して必要な修繕・改修は速やかに進めていく必要がある。	生徒や教職員の安全に係わる事項については、優先的に修繕・改修の対応を行っています。再編整備の状況を踏まえ、県立高校の修繕・改修に関する中長期計画の策定を進めてまいります。
意見 72	【学校財務全般】 不用備品の取扱いにつ いて (教育委員会事務局)	県立学校を往査した結果、使用見込みのないオーディオ機器やパソコンなど不用と思われる備品が多数見受けられた。備品管理の負担を軽減させるためにも、そして、日常で使用されている備品の管理をより適切に行うためにも、使用する見込みのない備品は廃棄処分を速やかに進める必要がある。不用備品の取扱いを検討することが望ましい。	産業廃棄物の廃棄処分費用については、各校からの要望に基づき、予算の範囲内で担当しているところです。今後、校内で不要となった備品については、使用可能であれば所管換等により可能な限り有効活用するよう周知するとともに、処分が必要な場合は速やかに不用決定を行い、予算状況を勘案して、順次廃棄処分してまいります。
意見 73	【学校財務全般】 備品管理の方法につ いて (教育委員会事務局)	県立学校を往査した際に備品台帳からサンプルを抽出して現物との照合を行っている。その結果、現物が確認できなかったものや、廃棄処分すべきものがそのまま保管されているなどの状況が見受けられた。また、旧備品整理番号を記載した備品番号シールのみが貼り付けられており、備品台帳との照合が困難となっている備品も散見された。 学校の統廃合や校舎の新築など特殊な状況を除き、学校の備品の数量が大きく増減する状況は考えにくい。一度、備品のたな卸を徹底的に行い、備品台帳の記載内容の見直しを図ることも方法である。備品管理の方法のあり方を再検討することが望ましい。	意見をいただいた学校では、備品表示票の整備等、備品管理の見直しを進めているところです。他の学校についても、毎年度当初に行う備品現物照合の際に、ご意見いただいた点について確認を行うよう、各種会議等を通じて全校に周知してまいります。

意見 74	【学校財務全般】 C4th(シーフォース) の運用について (教育委員会事務局)	<p>県立学校での教員の勤怠管理はC4thで行われている。画面を開き、出勤時間ボタンを押すと出勤時刻が記録され、退勤時間ボタンを押すと退勤時刻も記録される。しかしながら、退勤時間ボタンを押してから残業することも可能で、後から入力内容を手入力で修正することも可能とのことである。また、修正内容のログも残らないとのことである。</p> <p>往査した県立学校においては、C4thの運用について特段、問題となる事案は見受けられなかったが、勤怠管理に関するC4thの運用に関しては今後も留意していく必要がある。</p>	<p>今後もC4thによる勤怠管理が適正に行われるよう周知してまいります。</p>
意見 75	【学校財務全般】 C4thと県の財務システムとの連携について (教育委員会事務局)	<p>県立学校では県の財務システムも利用されており、教員はC4thと財務システムの両方に係ることになる。このことについて、教員の出張や有給取得などに関しては、財務システムとC4thそれぞれに入力作業が必要となっている。</p> <p>教員がC4thと財務システムの両方に係ることについて、どの程度の負担が生じているのか、現状において効率化できる余地はないかを検討することが望ましい。</p>	<p>県立高校では現在、出退勤管理はC4th、旅行命令や休暇申請は総務事務システムを利用していますが、それぞれ別の用途で使用しており、二重入力は生じていないため、教職員の過大な負担にはなっていないと考えています。</p> <p>現在C4thに入力している出退勤時間については、次期ネットワーク更改にあわせてM365上に構築する出退勤管理アプリケーションへの入力を予定しており、C4thへのログインに比べて、職員の負担軽減を図ることができると考えております。</p>
意見 76	【学校財務全般】 補習等の対応について (教育委員会事務局)	<p>中学校の部活動について、休日から段階的に地域クラブ活動に移行するとしている。県立高校については、令和6年9月定例会環境文教委員会(10月8日)の議事録によると、令和5年度に学校の管理職に部活動調査を実施し、その中で働き方改革の中で部活動指導を負担に感じている教員がいることが課題の一つとされている。</p> <p>県立学校を往査した結果、補習等の実施状況や実施方法は学校によりさまざまであったが、そこで、補習等の実施の有無や実施状況、実施方法、教員が負担感を感じているかなど、現状の調査を行い、課題の有無を確認することが望ましい。</p>	<p>補習の実施状況や方法、教員の負担感等について、改めて各学校の実態調査を行い、課題の有無を把握したうえで、教員の働き方改革に向けた改善に向け研究してまいります。</p>
意見 77	【学校財務全般】 働き方改革の好事例の共有について (教育委員会事務局)	<p>長野県教育委員会が発行している「はたらきかた改革通信」には、県内の働き方改革の好事例が紹介されている。また、文部科学省が公表している「全国の学校における働き方改革事例集」には、全国の好事例が記載されている。</p> <p>これまで、県の学校で取り組んでいるものも多くあるが、今後も好事例の共有を進めるとともに、導入にあたって支援が必要なケースも考えられることから、長野県教育委員会としての支援体制づくりも重要と考える。</p>	<p>引き続き、好事例の共有を進めるとともに、導入にあたって支援が必要となる場合における、支援体制の在り方についても研究してまいります。</p>
意見 78	【学校財務全般】 リース契約について (教育委員会事務局)	<p>往査した県立学校ではリースについて、本庁で行う契約と学校で行う契約が混在していた。リース契約については、契約事務を一元的に行うことで、学校側の事務負担が軽減され、県全体の業務の効率化も図られるため、今後検討が必要である。</p>	<p>学校にあるリース物品のうち、教職員のパソコン及び公用車は本庁で契約を行っているものもありますが、コピー機等、必要数や仕様が学校によって異なるものについては、各学校で契約しているところです。</p> <p>今後、効率的な事務処理に向けて、契約事務を一元的に行えるものがあるか検討してまいります。</p>
意見 79	【学校財務全般】 手当支給事務について (教育委員会事務局)	<p>今回、往査した特別支援学校において教員の給与支払事務について確認したところ、「教育業務連絡指導手当」、「特別支援学校等指導業務手当」については紙媒体で書類が作成され、校</p>	<p>「教育業務連絡指導手当」、「特別支援学校等指導業務手当」については、学校によっては出退勤システムのデジタルデータを活用している学校もあります。</p>

		<p>長が紙上で承認する方式が続いていることがわかった。教員の負担軽減や業務効率化を図るためにも、デジタル化(DX)の推進が急務であると考えられる。今後、この課題についての具体的な対応策を検討する必要がある。</p>	<p>デジタル管理している学校の事例等を事務長会や校長会、教頭会で共有して、デジタル化の方向について検討してまいります。</p>
意見 80	<p>【これからの学び、これからの学校教育づくり事業費】 教員業務支援員の配置基準について (義務教育課)</p>	<p>教員業務支援員配置事業では、令和5年度は7学級(通常学級)以上と6学級の一部、令和6年度は概ね4学級以上(一部3学級以上)の公立義務教育諸学校に対し教員業務支援員を配置している。未配置となっている学校にも教員業務支援員を配置することで、学校規模に関わらず、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境を整備することが望ましい。</p>	<p>教員業務支援員の配置については、概ね4学級以上の学校484校に配置しており、令和7年度も同様に配置しています。引き続き必要な学校に配置し、教員が児童生徒への指導等に注力できる環境整備に努めます。</p>
意見 81	<p>【これからの学び、これからの学校教育づくり事業費】 信州少人数教育にかか る事業の効果の測定に ついて (義務教育課)</p>	<p>信州少人数教育推進事業報告により報告された各学校による目標・成果については、当該事業の課題や成果を分析する上で効果的なものであるため、これまで以上に各学校からの事業報告を活用し、事業の改善に役立てることが望ましい。</p>	<p>引き続き、各学校からの事業報告を活用し、事業の改善を図ってまいります。</p>
意見 82	<p>【教員志願者採用選考・職員研修事業費】 長野県教員採用選考 広報プロジェクトにつ いて (義務教育課)</p>	<p>長野県教員採用選考広報プロジェクトを立ち上げて、積極的な採用活動を行っている。今後も、より多くの方に教員採用選考を受験してもらえるよう、受験者が必要な情報にスムーズにアクセスでき、エントリーしやすい環境を整備することが望ましい。</p>	<p>引き続き、より多くの教員採用選考受験者に向けた必要な情報発信を行うとともに、必要な情報にスムーズにアクセスできるよう、採用選考にエントリーしやすい環境の整備に取り組んでまいります。</p>
結果 (指摘) 2	<p>【高等学校奨学金等貸与事業(一般会計)】 修学奨励金の審査にお ける運用ルールの徹底 について (高校教育課)</p>	<p>申請者から修学奨励金の申請があった場合、提出があった書類を確認するなどして申請者が修学奨励金の対象者に該当するか否かの審査を行っている。審査の項目のうち、とりわけ合否の分かれ目になってくるのが「世帯の全収入額(年収)が生活保護法の規定により算定した基準額(年収に換算)の1.5倍以下である世帯に属する者である」か否かである。そして、ここで問題になるのが「世帯の全収入額(年収)」の定義についてである。実際の運用面においては、このような「収入」の測定方法について、給与所得及び事業所得以外の所得についてはルールが明文化されているわけではなく、担当者による測定方法や集計方法にはばらつきが見られる。 修学奨励金の審査業務における「収入」の測定については、適切なルールをきっちりと明文化し、これを担当部署内で共有し、徹底する必要がある。</p>	<p>「収入」の基準について、「生活保護基準を用いた審査における「収入」の考え方」を作成し、所得区分により「収入金額」「所得金額」等どの基準を用いるのか明確にし、各学校に周知を行い、判定方法が統一されるよう明確にしました。</p>
結果 (指摘) 3	<p>【高等学校奨学金等貸与事業(一般会計)】 修学奨励金の審査にお ける審査結果のチェッ ク体制について (高校教育課)</p>	<p>令和5年度における修学奨励金について事務処理上の誤りが見受けられた。これらの事務処理上の誤りによって修学奨励金を貸与するか否かの結論が変わることはなかったが、誤りが複数発生している原因として、担当部署内でのチェック体制が適切に機能していないことが考えられる。 他の修学奨励金や奨学金等の収入の審査も含め、担当部署内において、実効性あるチェック体制を構築していく必要がある。</p>	<p>収入の審査を含め、認定に係る審査はダブルチェックを行っています。審査項目、方法等のマニュアル等の作成を検討し、より正確な審査を行えるよう努めてまいります。</p>
意見 83	<p>【高等学校奨学金等貸与事業(一般会計)】 延滞利息に係る割合 (利率)の根拠につ いて (高校教育課)</p>	<p>修学奨励金は「修学奨励金貸与規程」において延滞利息の割合を独自で定めることとしている。「修学奨励金貸与規程」で定める延滞金の割合は、国庫補助事業から一般財源化された平成17年度から改定がなく、また、「奨学金等貸与規程」の延滞金の割合についても平成26年度から改定がない状況であるが、直近の金利動向等も踏まえて延滞金の割合を決定することが望ましい。</p>	<p>経済的理由により修学が困難である者の修学を奨励することを趣旨としていることを考慮し、直近の金利動向を含め、延滞金の割合を改正していない経過等を精査の上、検討してまいります。</p>

意見 84	【高等学校奨学金等貸与事業（一般会計）】 延滞利息の徴収について （高校教育課）	貸与者が修学奨励金の返済を延滞した場合は、「修学奨励金貸与規程」に基づき、県が貸与者から延滞利息を徴収することとなっている。しかしながら、実際には県は延滞利息を徴収していない。 延滞利息については本来徴収すべきであることを前提とし、やむをえず延滞利息を免除せざるを得ない場合は、貸与者に一定の手続を求めたうえで免除とする必要がある。	延滞利息については、「経済的な理由によりやむを得ない」として徴収していません。手続きを行う場合、やむを得ない理由の基準等精査する必要がありますが、過去の経過等を精査したうえで検討してまいります。
意見 85	【高等学校等奨学資金貸付金（特別会計）】 「世帯の全収入額（年収）」、「主たる家計支持者の前年中の収入金額」の測定方法について （高校教育課）	奨学金又は遠距離通学費の審査にあたり、給与所得者である場合は、算定結果を「所得金額」と定義し、この金額を収入基準額と比較し、審査を行っている。一方、給与所得者以外の者については、収入金額から必要経費を差し引いた金額を「所得金額」と定義し、収入基準額と比較し、審査を行っている。この点、本事業において県が定める収入（所得金額）の測定方法は、給与所得者以外の者が、給与所得者と比べて収入金額の審査上、不利な状況に置かれているように思われる。 直ちに現状の審査基準を変更する必要性はないと考えるが、「向学心を有しながら経済的困難を抱える者の修学の奨励を図る」という趣旨を損なわないよう、様々な属性の応募者にとって公平とみなされる制度設計の構築を目指すことが望ましい。	収入の基準について、より正確な判定が行えるよう令和6年度に基準を明確にしたところです。給与所得以外の場合についても、様々な属性の応募者にとって公平とみなされる制度設計となるよう精査するよう努めてまいります。
意見 86	【高校生の学び直し支援事業】 当初予算に対する執行率について （高校教育課）	当初予算の執行率は21.6%にとどまっている。また、過年度の予算額及び実績額をみても、同様に執行率は20%台と低水準の状況が続いている。見込まれる該当者の積み上げで予算を編成している以上、予算の見積もりは適正か、生徒への広報が足りているかといった検証は意義があるものと考えている。	当初の該当者（見積もり）に対して支給人数（実績）が少ないことが要因と考えられます。 令和7年度においては、所得に関係なく支給される制度改正が実施されたため、制度自体の周知も含め、該当者が漏れなく申請できる体制構築に努めてまいります。
意見 87	【就学奨励事業】 実施報告書の提出について （特別支援教育課）	医療的ケア指導医等派遣事業実施報告書は、「医療的ケア指導医等派遣事業」実施要領で設定された期限に従って遅滞なく提出すべきである。実務上困難な期限が設定されている可能性もあるが、その場合は合理的な期限を再検討することが望ましい。 また、電子ファイルによる報告書や添付書類の提出は、現行の規則では規定されていないが、提出を認める事例も一般的になっていることから、事務の実態を反映して同要領を見直すことが望ましい。	実施報告書の提出については、実施要領に則って、各校での実施後速やかに提出を都度依頼しているところです。また、電子データでの提出により学校の事務が簡略化され、確実な提出につながることを考えられるため、同要領の見直し等も含め、引き続きより良い報告の在り方について検討してまいります。
意見 88	【特別支援学校運営事業費】 就学奨励費の申請事務について （特別支援教育課）	学校においては就学奨励費のデータ入力に至るまでの個人別・費目別の金額算定に相当な事務量を要している。教員の本来業務とはいえない作業に、時として相当の負担を強いていることは否定できない。まずは、各学校の事務の状況を横断的に把握し、それぞれの問題点や要望を分析する必要がある。 また、就学奨励費事務システムについては、個人別のデータの入力等において、手入力を廃し、Excelファイルのインポートによるデータの取り込みを活用するなどの方法を再検討することが望ましい。	就学奨励費に係るデータ入力等の事務作業については、原則として行政職員が対応しておりますが、書類の取受や確認などの業務は教員が担っており、結果として一定の負担が生じている現状については認識しております。 今後は、各学校における事務の実態を継続的に把握し、共通する課題や改善の余地について丁寧に分析を進めてまいります。 また、就学奨励費事務システムにおけるデータ入力の効率化については現時点では大幅な機能追加は困難な状況ですが、今後のシステム改修等の機会をとらえて、業務の効率化につながる改善について検討してまいります。

<p>意見 89</p>	<p>【グローバル人材育成事業】 信州つばさプロジェクト実行委員会の構成について (学びの改革支援課)</p>	<p>信州つばさプロジェクトは、令和4年度以降は「信州つばさプロジェクト(県企画プログラム)実行委員会」を立ち上げ、県負担分相当額を負担金として拠出する方式で実施されている。同プロジェクトが実行委員会方式の本来のメリットを活かすためには、まず現行の委員会の構成を見直し、委員として留学や高等教育に関する有識者等外部の人材が参画し、企画段階から関与することが必要である。 また、事業の実施状況や会計報告については、透明性や妥当性を確保するために第三者のチェックを義務付け、その結果を県民に公表する仕組みを構築することが望ましい。</p>	<p>有識者等外部人材の参画については、当課主催の会議における有識者の意見聴取を実施してまいります。 事業の実施状況及び会計報告については、事業実施後に県HPに掲載することで、公表する仕組みを構築しました。</p>
<p>意見 90</p>	<p>【サマースクール等を活用した多様な学びの機会創出事業】 会計規則の問題点について (学びの改革支援課)</p>	<p>信州サマースクールの企画運営に関する会計規則は、県や小布施町とHLABの経費負担を定めるものに過ぎない。委託契約であれば、HLABとの間で交わされる契約によるべきものと考えられ、会計規則とは別に契約書を作成することが望ましい。 なお、契約にあたっては、実行団体構成員であるHLABに対して負担金を支出することになることや、参加費はすべてHLABの収入となることなどから利益相反のおそれがあり、慎重な手続が必要である。</p>	<p>当該事業については、実行委員会形式での開催方法を見直しました。 令和7年度からは、公募型の補助金交付事業とし、サマースクール開催に係る経費の一部について補助金を交付します。</p>
<p>意見 91</p>	<p>【サマースクール等を活用した多様な学びの機会創出事業】 作成されている予算書や決算書について (学びの改革支援課)</p>	<p>実行委員会のような任意団体においては、その全体の収支を明確にして、総会等の承認決議を得る必要がある。 今後、同様のスキームが続くのであれば、予算書や決算書の集計範囲や形式を見直す必要がある。</p>	<p>実行委員会形式を見直し、令和7年度から公募型の補助金交付事業としました。</p>
<p>意見 92</p>	<p>【サマースクール等を活用した多様な学びの機会創出事業】 HLABの支出の実行委員会による証憑確認について (学びの改革支援課)</p>	<p>実行委員会の事務局は、HLABの支出の一部についてはHLABから入手した報告書により確認している。 しかしながら、実行委員会とHLABは委託契約を結んでいるわけではないので、実行委員会はHLAB負担分も含めて、すべての収入・支出について、自らが主体となって、直接根拠資料を確認する必要がある。</p>	<p>実行委員会形式を見直し、令和7年度から公募型の補助金交付事業としました。 なお、補助対象経費に係る収支の明確化及び把握に努めてまいります。</p>
<p>意見 93</p>	<p>【サマースクール等を活用した多様な学びの機会創出事業】 予算の精度について (学びの改革支援課)</p>	<p>講師交通費は予算段階で232万4千円計上されていたが決算では支出がない。一方で、講師謝金の予算は5万円であったが決算では296万円余となっている。通常、予算と決算でこのような差異が生じることはない。財源は県などの負担金であるから、支出の積算は精緻に行う必要がある。 また、当初予算と実際の支出費目が大幅に変更となる場合等については、予算の補正や流用等の承認ルールを規定化しておく必要がある。</p>	<p>令和7年度から補助金交付事業に変更し、支出の積算の精緻化のため、支出内容を2割以上変更する場合には、報告を要する制度としています。 今後、実行委員会形式にする場合には、当初予算と実際の支出費目が大幅に変更となる場合等の対応について検討してまいります。</p>
<p>意見 94</p>	<p>【サマースクール等を活用した多様な学びの機会創出事業】 講師謝金の支払い方法について (学びの改革支援課)</p>	<p>実行委員会は、今後は各講師の業務内容を把握したうえで、賃金か報酬か、また報酬でも源泉徴収義務があるのかどうかを把握した上で支払う必要がある。 以上を踏まえれば、本事業については実行団体を募り、県から委託や補助を行うスキームの方が望ましいのではないかと考えられる。今後、県や小布施町等の構成団体での検討が必要である。</p>	<p>実行委員会形式を見直し、令和7年度から公募型の補助金交付事業としました。</p>
<p>結果 (指摘) 4</p>	<p>【私立学校振興費補助金】 配分基準及びその運用の明確化について (県民の学び支援課)</p>	<p>私立学校振興費補助金の事務については、文書化の不備に伴い、その透明性に疑問を持たれるおそれがある。今後は、配分基準を明確に文書化し、それに従った運用が必要である。 また、当該基準を周知することで、補助金申請者側の申請漏れが生じないようにすることも</p>	<p>配分基準を明確に文書化し、学校側へ周知することで、明瞭な運用を図ってまいります。 また、誤りのリスクを防止する仕組みの構築及び作業工数削減に向けた取組について検討してまいります。</p>

		<p>重要である。</p> <p>目的達成のために多様な要素を考慮する配分基準とすると、計算事務が複雑化し誤りのリスクも高くなるうえ作業工数も増加する。今後、計算結果の検証を行う等誤りのリスクを防止する仕組みを構築するとともに、一方で、作業工数削減に向けた取組も行っていく必要がある。</p>	
意見 95	<p>【私立学校振興費補助金】 実績報告書の添付資料について (県民の学び支援課)</p>	<p>幼稚園のサンプルA校に関する実績報告書を閲覧したところ、特別補助の子育て支援活動に関する資料として、障がい児の受け入れ状況を示した調査票(該当園児名等の情報)が添付されていなかった。</p> <p>今般の調査票は特別補助算定の根拠となるものであるため、仮に申請時から内容の変更がなかったとしても、その変更がないことを確認した際の証跡を実績報告書に残すことが望ましい。</p>	<p>申請時から内容の変更がなかった場合にも、その変更がないことを確認した際の証跡を残すことを検討してまいります。</p>
意見 96	<p>【私立学校振興費補助金】 学校法人及び県担当課の業務の効率化について (県民の学び支援課)</p>	<p>学校法人補助金に係る申請及び実績報告等の各種手続の様式及び根拠書類については、各学校法人から紙媒体による提出を求めており、学校法人においてはそれらの提出書類の準備に向けた事務処理が行われている。</p> <p>また、優先的配分額又は特別補助等配分に関する要件等の証拠となる確認資料に関しての調整については大量の資料を添付する場合があります。多くの作業工数を要している。</p> <p>申請及び確認作業の効率化及び人為的ミスの要因の削減のため、RPA等の活用を検討することが望ましい。</p> <p>具体的には、学校法人は、申請及び実績報告書の作成及び提出に際してWebフォーマットやスプレッドシートのフォーマット等により根拠資料のPDFデータと関連付けて業務を行い、県の担当者は、提出内容の確認を実施後、データ連携により手作業の入力なしで各補助金配分計算の自動計算が実施されることが想定される。</p>	<p>作業効率化及び人為的ミスの要因の削減のため、将来的なRPA等の活用について検討してまいります。</p>
意見 97	<p>【私立学校振興費補助金】 給与費の配分基準について (県民の学び支援課)</p>	<p>私立幼稚園の教職員に係る給与費を配分基準としているが、県の計算方法は、各園の前年度の教職員に対する給与額の実績値を基に一人当たりの平均額に補助対象年度の教職員の人数を乗じることにより計算されている。</p> <p>この方法によると、人件費を多額支給する程、たとえば少数の教職員である場合に、多額の給与を支給した場合には、翌年度の補助金の配分額が増加する結果となる。簡素かつ学校による恣意性が介しづらい計算方法を検討することが望ましい。</p>	<p>幼稚園教諭の処遇改善を推進するためにも、高い給与を支払う園に対し、より手厚い支援をするため、現行の取扱いとしております。</p> <p>ご意見を踏まえ、計算方法について検討してまいります。</p>
意見 98	<p>【信州学び創造事業費】 ホームページの更新について (県民の学び支援課)</p>	<p>当該事業は、「Learn by Creation NAGANO」のホームページで公開されているが、イベント一覧は更新されているものの、他のページは更新されておらず、たとえばプロジェクトページにおけるレポートは、令和5年度の更新がされていない。</p> <p>ホームページのメンテナンスや更新は適時に実施されるようモニタリングすることが望ましい。</p>	<p>ホームページのメンテナンスや更新が適時に実施されるようモニタリングしてまいります。</p>

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和8年2月26日

長野県諏訪湖流域下水道事務所長 柳澤英俊

- 1 落札に係る調達製品等の種類及び数量
諏訪湖流域下水道豊田終末処理場で使用する電気
契約電力 3,100kW 予定使用電力量 17,670,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県諏訪湖流域下水道事務所
(2) 所在地 諏訪市大字豊田字湖畔1866-1
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月3日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 中部電力ミライズ株式会社
(2) 所在地 愛知県名古屋市中区東新町1番地
- 5 落札金額
283,162,341円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和7年12月11日

水道・生活排水課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和8年2月26日

長野県犀川安曇野流域下水道事務所長 山崎成史

- 1 落札に係る調達製品等の種類及び数量
犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場で使用する電気
契約電力 640kW 予定使用電力量 4,116,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県犀川安曇野流域下水道事務所
(2) 所在地 安曇野市豊科田沢6709
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月3日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 中部電力ミライズ株式会社
(2) 所在地 愛知県名古屋市中区東新町1番地
- 5 落札金額
71,952,270円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和7年12月11日

水道・生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月26日

長野県総合教育センター所長 小口雄策

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子計算機組織一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の方法

入札参加資格は電子申請にて受け付けています。次のアドレスをご参照ください。

https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal_accepter/015_link.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県市町村入札参加資格共同受付窓口（長野県会計局契約・検査課内）

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター 総務部

電話 0263 (53) 8800

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年4月9日（木）午前10時

イ 場所 長野県総合教育センター 第2研修室

(3) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 令和8年4月8日（水）

イ 場所 塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4（郵便番号 399-0711）

長野県総合教育センター 総務部

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、令和8年3月27日(金)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、必要な書類の内容に関する照会があった時は、開札日の前日までに、入札に参加を希望する者の負担により説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、法第234条の3に規定する長期継続契約です。

この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県総合教育センター所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be leased:

Electronic data processing system, 1 set

(2) Lease duration:

From July 1, 2026 until June 30, 2031

(3) Delivery locations:

As described in the tender description and specifications

(4) Contact for information, description, conditions, and other inquiries about the tender:

Nagano Prefectural Comprehensive Education Center

6342-4 Minami Karasawa, Kataoka, Shiojiri City 399-0711 Japan

Tel: +81-263-53-8800

(5) Bid opening:

Date and time: Thursday, April 9, 2026, 10:00 a.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Comprehensive Education Center, 2nd Floor, Seminar Room 2

(6) Mail-in submission (registered mail only):

Date and time: Wednesday, April 8, 2026 (JST)

Mailing address: Nagano Prefectural Comprehensive Education Center

General Affairs Department

6342-4 Minami Karasawa, Kataoka, Shiojiri City

399-0711 Japan

学びの改革支援課